

平成13年 定例第2回

新得町議会会議録

開 会 平成13年6月5日

閉 会 平成13年6月18日

新得町議会

第 1 日

平成13年第2回新得町議会定例会（第1号）

平成13年6月5日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|---------|----------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| | | 諸般の報告（第1号） |
| | | 町長行政報告 |
| 3 | 報告第5号 | 専決処分の承認について |
| 4 | 報告第6号 | 専決処分の承認について |
| 5 | 報告第7号 | 専決処分の承認について |
| 6 | 報告第8号 | 平成12年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 7 | 議案第31号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 8 | 議案第32号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について |
| 9 | 議案第33号 | 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 10 | 議案第34号 | 工事請負契約の締結について |
| 11 | 議案第35号 | 物品購入契約の締結について |
| 12 | 議案第36号 | 町道の路線廃止及び認定について |
| 13 | 議案第37号 | 平成13年度新得町一般会計補正予算 |
| 14 | 議案第38号 | 平成13年度新得町老人保健特別会計補正予算 |
| 15 | 議案第39号 | 平成13年度新得町介護保険特別会計補正予算 |

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|-----------|--|
| 16 | 意見案第 2 号 | 新たな農業経営政策の確立等に関する要望意見書 |
| 17 | 意見案第 3 号 | 義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書 |
| 18 | 陳 情 第 1 号 | 季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求める要望意見書の提出を求める陳情書 |

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

報告第 5 号 専決処分の承認について

報告第 6 号 専決処分の承認について

報告第 7 号 専決処分の承認について

報告第 8 号 平成 1 2 年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 3 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第 3 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第 3 3 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について

議案第 3 5 号 物品購入契約の締結について

議案第 3 6 号 町道の路線廃止及び認定について

議案第 3 7 号 平成 1 3 年度新得町一般会計補正予算

議案第 3 8 号 平成 1 3 年度新得町老人保健特別会計補正予算

議案第 3 9 号 平成 1 3 年度新得町介護保険特別会計補正予算

意見案第 2 号 新たな農業経営政策の確立等に関する要望意見書

意見案第 3 号 義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書

陳 情 第 1 号 季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求める要望意見書の提出を求める陳情書

出席議員（18人）

1 番 川 見 久 雄 議員

2 番 藤 井 友 幸 議員

3 番 吉 川 幸 一 議員

4 番 千 葉 正 博 議員

5 番 宗 像 一 議員

6 番 松 本 諫 男 議員

7 番 菊 地 康 雄 議員

8 番 斎 藤 芳 幸 議員

| | | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|---|----|
| 9番 | 廣山麗子 | 議員 | 10番 | 金澤 | 学 | 議員 |
| 11番 | 石本洋 | 議員 | 12番 | 古川 | 盛 | 議員 |
| 13番 | 松尾為男 | 議員 | 14番 | 渡邊雅文 | 文 | 議員 |
| 15番 | 黒澤誠 | 議員 | 16番 | 高橋欽造 | 造 | 議員 |
| 17番 | 武田武孝 | 議員 | 18番 | 湯浅 | 亮 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---|-------|
| 町 | 長 | 齊藤敏雄 |
| 教育委員会委員長 | | 小笠原一水 |
| 監査委員 | | 吉岡正 |

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-------|----|------|
| 助 | 役 | 鈴木政輝 |
| 収入 | 役 | 清水輝男 |
| 総務課 | 長 | 畑中栄和 |
| 企画調整課 | 長 | 長尾正敏 |
| 税務課 | 長 | 秋山秀昭 |
| 住民生活課 | 長 | 高橋昭吾 |
| 保健福祉課 | 長 | 浜田正隆 |
| 建設課 | 長 | 村中隆雄 |
| 農林課 | 長 | 斉藤正明 |
| 水道課 | 長 | 常松敏昭 |
| 商工観光課 | 長 | 西浦茂彦 |
| 児童保育課 | 長 | 富田秋彦 |
| 老人ホーム | 所長 | 長尾直昭 |
| 屈足支所 | 所長 | 田中透嗣 |
| 庶務係 | 長 | 鈴木貞行 |
| 財政係 | 長 | 佐藤博行 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | |
|---|---|---|------|---|---|------|
| 教 | 育 | 長 | 阿部靖博 | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 加藤健治 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 高橋末治 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 森 俊 雄

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 佐 々 木 裕 二
書 記 桑 野 恒 雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成13年定例第2回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番、川見久雄議員、2番、藤井友幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告を申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る5月31日、午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などについて勘案をいたしまして協議を行いました。

その結果、会期は本日から6月18日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月18日までの14日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの14日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

町長行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 4月17日、臨時第1回町議会以後の行政報告を行います。

2ページにまいりまして、後段であります。4月26日にサホロリゾートに関する経過報告と、併せて支援の要請を知事並びに副知事、関係部局のほうにいたしてまいったところでありまして。

4月27日には、サホロクリニックの斉藤正信院長の歓迎会を実施いたしました。

4ページにまいりまして、後段のほうでありますけれども、道道忠別清水線屈足市街地道路整備促進期成会の総会が行われました。この折に、土木現業所のほうからも関係者がまいりまして、この市街地道路の整備の中身につきまして、地域住民への説明を行ったところでありまして。

この機会に簡単に事業内容を申し上げたいと考えております。この事業は忠別清水線交通安全施設工事の歩道工事として実施をされるものでありまして、工事区間につきましては、起点が屈足旭町1丁目から終点柏町1丁目まで、約330メートルの区間整備が予定をされております。

本年度は用地測量並びに物件調査、一部用地取得、移転補償というふうに具体的にこの事業に着手をされることになりました。明年平成14年、平成15年にかけて、用地取得並びに移転補償を実施をし、本事業につきましては16年17年にかけて、この区間の完成を見る予定であります。

また、事業の内容であります。まず、車道幅現況8メートル50センチであります。これを9メートルに拡幅をいたします。併せて歩道であります。両側の歩道が現在1.75メートルであります。これをそれぞれ3メートル50センチに歩道幅員を拡幅いたします。また、合計の幅員であります。現況12メートルであります。これが16メートルと拡張をされる予定であります。

このことに伴って交通安全対策、あるいはまた、歩道での通行という面に非常に大きな効果を表すと、事業の完成を期待いたしているところでありまして。

次に5ページであります。5月15日には、さわやか団地を購入されたかたが、一部町のほうに返還をいたしました。このうち競合したところにつきまして分譲の抽選をいたしました。5区画のうち2区画が分譲をすることができまして、現段階では3区画が残地として持っておりますので、今後とも積極的に完売に向けて努力をしていきたいと思っております。

また、5月15日はかねてより懸案でありました、旧新得診療所の再開に向けて、この間努力をしてきたわけでありまして、おかげさまでいよいよ5月15日にこれを開院することができました。予定どおり6月1日から入院患者の受け付けも行っております。

また、同じ日でありまして、新得双互会下水道新設工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

5月16日には、会計検査院農林水産第3課の受検をいたしまして、特別問題なく終了いたしております。

5月17日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の総会が札幌で行われまして、

その後、引き続いて道建設部、並びに札幌の土木現業所のほうに要請活動を行ってまいりました。

5月20日には、全国原生自然環境保全フォーラム in 屋久島が鹿児島で行われまして、収入役が出席をいたしました。これは、全国に5か所の原生自然環境保全林がございまして、本町を含めた所在町村の協議会のフォーラムであります。平成14年度は新得町で開催の予定となっております。

次ページにまいりまして、5月22日には、新得小学校が明年開校100周年を迎えるわけであります。廣瀬隆之氏が協賛会長に就任をされまして、併せてこの記念事業、その他の事業を実施していきたいというお話がございました。

8ページにまいりまして、5月29日は農業委員選任書の交付を行いまして、これは農協推薦の山内勝太郎氏であります。

5月30日には、サホロリゾートに関連をいたしまして、サホロリゾートの石倉社長ほか3名がまいりまして、この折に、6月1日付けで加森観光との間に引き受けにつきまして合意に達し、営業の譲渡が行われる旨の説明がありました。

おかげさまでサホロリゾート問題も、この間、どういうふうに再建するかといひましようか、営業が継続されるかということについて、議員各位にもいろいろな角度からご心配もいただき、また、ご検討もいただいてまいりましたが、おかげさまでこうしたかたちで営業譲渡がなされることになりました。

町におきましては、今後財政的な支援を含めまして、その内容について具体的に検討をしていきたいと考えております。今現在の考え方といたしましては、支援策の内容につきましては、固定資産税5年間の相当額と合わせて、従業員数等を加味をした支援策にしていきたいと考えております。

この内容につきましては、別途ですね、地場産業の再生支援条例を制定をして、それに基づく支援策を検討していきたいと考えております。その時期につきましては、今後法的処理が進んでいくとお聞きをしておりますので、それらが完了した以後に、そうしたかたちで、条例の制定による支援をしていきたいと考えております。

次ページにまいりまして、5月31日には、十勝西部森林管理署新得事業所の関口所長が来庁されまして、現在の庁舎周辺の用地、これを町で取得をしていただくことができないかという要請がございました。

将来の地域の発展方法と併せて、その必要性については今後検討してみたいと考えております。

同じ日ではありますが、新得町営野球場改修工事、以下6件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。なお、この入札からですね、入札予定価格事前公表を一部で試行実施をいたしました。今後の推移を見ながら、本執行に移すべきかどうかですね、今後検討していきたいと考えております。

6月1日には、JRの瀬川釧路支社長が来庁をいたしました。7月1日のダイヤ改正から、振り子式特急が上下各3本増えると。現在は5便であります。7月1日以後は上下とも8便に振り子式に移行していくという説明がなされております。新得駅にはその全便が停車をいたします。

また、10月1日は石勝線開業の20周年の節目を迎えるということでありまして、その折には記念事業を実施していきたいと、町に対しましても協力の要請がございました。

6月4日には、サホロリゾート営業譲渡を受けました、サホロマネージメントの加森社長が来町をいたしまして、この間のお礼をかねてごあいさつにおいでになっております。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第5号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第3、報告第5号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第5号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。次ページをお開き願います。

専決処分書、平成12年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものであります。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

平成12年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,344万9千円を追加し、予算の総額を80億4,031万6千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

7ページ歳出をお開き願います。2款、総務費では今回の補正に伴う財源調整として、公共施設整備基金への積立金を計上をしております。

3款、民生費では、国民健康保険事業及び老人保健における、医療費等の確定に伴い、各会計への繰出金をそれぞれ減額し、6款、農林水産業費及び8款、土木費は歳入の補正に伴う財源移動でございませぬ。

5ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思えます。

1款、町税では法人町民税の法人税割において、前年度実績を大きく下回った法人が数社出ましたことから、予算を減額をしております。

2款、地方譲与税から6ページの8款、地方交付税につきましては、平成12年度交付額の確定に伴いそれぞれ補正をしており、12款、国庫支出金では冬期間の降雪量が多かったことにより、除雪経費に対して臨時的に国からの補助金が交付されたために、新たに計上をしております。

19款、町債につきましては事業費の調整に伴う補正をし、20款、特別地方消費税交付金につきましては、平成11年度をもって制度は廃止されましたが、最終期間分の交付金が今回交付されましたので計上をしております。

3ページに戻りまして、第2表、地方債補正では一般公共事業債の限度額を変更するものでございませぬ。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第5号を採決いたします。
本件はこれを承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第4 報告第6号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第4、報告第6号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第6号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

次のページをお開き願います。

専決処分書、平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,196万円を減額し、予算の総額を7億5,135万3千円とするものでございます。

6ページ歳出をお開き願います。6ページから7ページにかけての2款、保険給付費では医療費及び出産育児一時金の実績により、補正と財源の移動をそれぞれ行っております。

1款、総務費及び5款、介護納付金につきましては、歳入に伴う財源移動であります。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

2款、国庫支出金では国庫負担金を医療費の実績により増額をしているほか、国庫補助金では財政調整交付金の算定係数の決定により増額をしております。

3款、療養給付費交付金、4款、道支出金につきましては、医療費等の実績によりそれぞれ補正をしております。

5款、連合会支出金は交付額の決定により減額をし、6款、共同事業交付金では高額医療費が増額したことにより交付金を増額をし、8款、繰入金では今回の補正の財源調整のために、その他一般会計繰入金を減額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第6号を採決いたします。

本件はこれを承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第5 報告第7号 専決処分の承認について

◎湯浅亮議長 日程第5、報告第7号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 報告第7号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。
次のページをお開き願います。

専決処分書、平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでござい
ます。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算
は第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,046万1千円を減額し、
予算の総額を11億9,785万1千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。1款、医療諸費では医療費等の実績によりそれぞれ
減額をしております。

4ページの歳入を御覧ください。

1款、支払基金交付金から3款、道支出金につきましては、それぞれ交付決定額に伴
い補正をし、4款、繰入金は今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額して
おります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第7号を採決いたします。
本件はこれを承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第6 報告第8号 平成12年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告に
ついて

◎湯浅亮議長 日程第6、報告第8号、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基
づき、繰越明許費にかかる計算書の報告がありました。お手もとに配布していると
おりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、報告第8号はこれをもって終結いたします。

日程第7 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
◎湯浅亮議長 日程第7、議案第31号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第31号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、新得町1条北1丁目8番地、遠藤茂氏を固定資産評価審査委員会委員に選任をしたいので、議会の同意を求めます。

遠藤茂氏は昭和6年12月生まれの69歳で、平成7年から2期6年間同委員として、また、平成12年6月からは同委員会委員長を務めております。人格・識見とも優れ適任でありますので、引き続き選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、5番、宗像一議員、6番、松本諫男議員、7番、菊地康雄議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、5番、宗像一議員、6番、松本諫男議員、7番、菊地康雄議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は固定資産評価審査委員会委員の選任同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

宗像一議員、松本諫男議員、菊地康雄議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17 票、

そのうち有効投票 16 票、

無効投票 1 票、

有効投票中 賛成 15 票、

反対 1 票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第8 議案第32号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第32号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第32号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員に、新得町字上佐幌西1線4番地5、野澤静子氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

野澤静子氏は昭和18年2月生まれの58歳で、平成10年から1期3年間同委員を務められ、人格・識見とも優れ適任であります。引き続き選任いたしたくご同意をお願い申し上げます。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって

行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は18人ではありますが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、8番、斎藤芳幸議員、9番、廣山麗子議員、10番、金澤学議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、8番、斎藤芳幸議員、9番、廣山麗子議員、10番、金澤学議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は固定資産評価審査委員会委員の選任同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

斎藤芳幸議員、廣山麗子議員、金澤学議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

| | | |
|----------|----|----|
| 投票総数 | 17 | 票、 |
| そのうち有効投票 | 17 | 票、 |
| 無効投票 | 0 | 票、 |
| 有効投票中 賛成 | 17 | 票、 |
| 反対 | 0 | 票、 |

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第9 議案第33号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第33号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

◎秋山秀敏税務課長 議案第33号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思っております。

右のページの中段の提案理由でございますが、平成13年度分の国民健康保険税の試算の結果、応益割合これは国保税総額に占める均等割額と平等割額の合計の割合を示しますが、この応益割合が45パーセントを超える見込みのため、低所得者に対する国保税の減額割合を、これまでの6割4割の2段階から、7割5割2割の3段階に変更することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明いたします。

1、軽減割合ですが、世帯の所得金額が33万円以下の世帯は、6割軽減を7割軽減に改正するものでございます。世帯の所得金額が33万円プラス、24万5千円かける世帯主を除く世帯の人数以下の世帯は、4割軽減を5割軽減に改正するものでございます。所得金額が33万円プラス、35万円かける人数以下の世帯は、2割軽減を新しく設けるものであります。

次のページにまいりまして、2、軽減額ですが、前記の世帯、これは7割軽減の場合ですが、医療分については均等割額を1万4千円、平等割額を1万7千500円。介護分については均等割額を4千340円、平等割額を3千100円。

前記の世帯、これは5割軽減の場合ですが、医療分については均等割額を1万円、平等割額を1万2千500円。介護分については均等割額を3千100円、平等割額を2千150円。

前記の世帯、これは2割軽減の場合ですが、医療分については均等割額を4千円、平等割額を5千円。介護分については均等割額を1千240円、平等割額を860円とするものでございます。

この改正によりまして、軽減世帯の1世帯当たりの軽減額は、医療分が3万3千700円、介護分が6千600円となる予定でございます。

また、軽減額の総額ですけれども、医療分・介護分合わせて約890世帯3,700万円ほどが軽減の額となる予定でございます。当初予算と比較しまして、約630万円の増額となりますが、農業所得等の伸びもあり、国保税全体では税額の落ち込みはないものと考えております。したがって、今回予算の補正はいたしておりませんので、ご了承賜りたいというふうに考えております。

また、軽減額のうちその2分の1が国から、それから4分の1が道から補てんされる

こととなっております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用するものであります。条例本文の朗読は省略をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第33号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号 工事請負契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第34号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的。新得町営野球場改修工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札でございます。
- 3、契約の金額。8,557万5千円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、植村・北栄特定建設工事共同企業体。代表者、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、代表取締役社長、植村民雄。構成員といたしまして、上川郡新得町3条南4丁目31番地、北栄道路株式会社、代表取締役、辻義弘。

工期につきましては、平成13年10月30日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして平面図を掲載して添付してございます。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

◎石本洋議員 だいたいこの工法については、先日細かいお話を伺っているわけなんですけど、あのせつにちょっと質問したけれども、回答がなかった面がありまして、不安に思っている点は凍上問題ですね。あの工法でいくと水がたまる部分というのが、点々とできるような感じがするわけなんですけど、それが冬期凍結をすることによって、凍上問題が起きないのかどうかと。そういった点が心配でございますので、ひとつ明確なるご答弁をお願いします。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 私ども町で初めてですね、排水の方式採るということでございますが、ほかの町村の例を聞いてもですね、全体にたまるのではなくて、そこにだけたまるということで聞いておりますので、初期の段階で現在以上に排水がよくなるということと、それから野球場でございますので、排雪一切いたしませんので、そういう関係では凍上の心配はないのではないかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 最近では予想もできないようなことが出てくるような世の中でございますので、もし、来年の春にですね凍上が発生して、がたがたになったといった場合の補償責任というのは、いちおう業者にあるのでしょうか。

◎湯浅亮議長 高橋社会教育課長。

◎高橋末治社会教育課長 万が一そういう事態になりますと調査をいたしまして、施工上の問題ということになれば、今ご質問のようなかたちで、施工業者の責任になるうかと思えます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第35号 物品購入契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第11、議案第35号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第35号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。新得小学校コンピュータ購入。

2、購入契約をする物品名及び数量。児童用デスクトップ型パソコン14台、児童用ノートブック型パソコン36台、教師用デスクトップ型パソコン1台ほか。

3、契約の方法。指名競争入札でございます。

4、契約の金額。1,324万3千650円でございます。

5、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町屈足幸町2丁目1番地、有限会社、もみまや電機商会、代表取締役、初山勝。

なお、納期につきましては、平成13年8月15日といたしてございます。

次のページに資料1といたしまして仕様等及び仕様設定価格表、資料2といたしまして校内LAN配線計画図を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 ちょっと2点ばかり伺いますけれども、この仕様書にですねメーカーが書いてないんですね。どこ製のものかお知らせをいただきたいと思います。

それからですね、アフター関係はどのようになるのか、以上2点をお伺いいたします。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 お答えいたします。

1点目のメーカーの関係でございますが、これは仕様書でございますが、私どものほうは共通の仕様書というかたちで考えさせていただいたものでございますので、ここには載っていないということでご理解をいただきたいと思います。

ただ落札に当たりましては、もみやま電機さんということでございますので、製品についてはほとんどが富士通の製品でございます。

それから2点目のアフターの関係でございますが、一番下のほうにその他ということで載せてございますが、3年間の保守管理ということで契約上うたっております。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 資料を見ると、これ下のほうの合計金額が1,985万5千円くらいと書いてありますが、落札価格が1,300万円ということで660万円近くからの違いがあるのですけれども、そこら辺のものと間違いがないものかどうかお聞きしたいのと、それからもう1点は、昨年度も新得中学校に入れたときに、アフターの面はこれと同じような状態でなかったかと思うんですね。それで、8月にやや1年たとうとしているわけですけれども、アフターで3時間以内に対応するとか、1年間の保証期間があるとかいうかたちであったけれども、それらで問題があったのか、その点でお尋ねしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

入札の価格ですが、記載のとおりでございますが、仕様設定価格から申し上げますと、およそ63パーセントぐらいの価格で落札をいたしております。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 2点目のアフターの関係でございますが、際立ったかたちでのトラブル等の話は、私どものほうに入ってきてはございません。

したがって3時間以内の中で、メーカーのほうで対応をしていただいているというふうに理解をしております。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 予定価格が1,900万円のやつが1,300万円ということで、たいへん大幅な違いがあってビックリしたわけなんですけれど。

われわれ一般的にノートパソコンというのは、非常に金額が高いのだという解釈をしていたんですけれども、去年は確か40台ほどデスクトップのパソコンでなかったのかなと。それが今回、ノートパソコンが36台ということで、ちょっと金額的にこれでよくやっていけるものなのかなと思って心配があるんですけれども。

これ見積り1,900万円からとるということになったか、恐らく見積り関係もとってやっていると思うんですけれども、そこら辺の状態はどうか、ちょっとお尋ねを

します。

◎湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

◎加藤健治学校教育課長 今の価格の関係でございますが、昨年の状況と非常に最近の価格が下がっているというのがまず第1点でございます。

それから、この設計に当たりましては、ほとんどがE P S O Nの製品で設計をして、見積りをいただいた中で設計をした単価でございます。私どものほうも落札価格を聞きまして非常に驚いているところでございますが、ほとんど半値以下で入ってくるのかなと。

ただ富士通さんが非常に熱心でございましたので、その点で協力していただいたのかなというふうに理解しております。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 たいへん安い契約ができたということでありまして、それぞれの参加業者、そして参加された業者がいくぐらいで入札されておったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

入札参加業者につきましては町内6業者でございます。業者名は有限会社相馬商店、陽気堂薬房、有限会社小田天光堂、有限会社石川家具店、有限会社新和興産、それからもみやま電機であります。

それぞれの入札額につきましては、相馬商店が1,490万円、これは消費税抜きの価格であります。1,490万円。陽気堂薬房、1,680万円。小田天光堂、1,700万円。石川家具店、1,600万円。新和興産、1,469万8千円であります。

以上です。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 さきほどの行政報告で、町長のほうから報告してましたけれども、入札にですね事前価格公表を採り入れたってことでございます。この入札はそういうふうに価格を公表されてはいないと思いますけれども、その点をお知らせ願いたいと思います。

ただ、私は1回コンピュータを役場庁舎内、学校を次から次へとコンピュータを入れていきますけれども、アフターを伴い日常技術指導と直す能力、それから、なにかあったら呼ばれることもあると思います。

このコンピュータに関しては、私は町内企業で入札をするのもすばらしいことだと思う反面、この特殊な機器は町内企業だけの入札というのは、なにかあったときに困るのではないかなって思っております。そこら辺は行政のほうでどのようなお考えをされているのか、お答え願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

事前公表の関係ですが、コンピュータの購入につきましては事前公表はいたしておりません。

それからアフターの関係ですが、町内業者6社に発注をいたしたわけですが、仮に帯広の業者にしてもですね、アフターの関係につきましては、専門的な知識がいるのかなと、したがって、町内の業者に発注するのも、帯広の業者に発注するのも、保守点検と

申しますか、その辺の関係につきましては、さほど変わらないのかなという。専門的に人にやってもらわなければだめだということですね。それで、町内業者の人に発注をいたしております。

いずれにいたしましても、地元とメーカーの連携により、対応できるものと判断をいたしております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 庁舎内のコンピュータ等もですね、なにかがあったときに町内企業の購入先にまず電話をすると。それから購入先でどなたかを入れてくると。

役場の職員のかたでもコンピュータについてのものすごい知識を持ってられるっていう人は、メーカーの指導する人よりも劣っているのではないのかなって思うんです。今、インターネットですから、どのような操作をされて、どのようにしたら新得町の情報が流れかねないっていう恐れも、私はあるのではないかと。

だから、この小学校のコンピュータと庁舎内のコンピュータとはちょっとわけが違いかもしれないけれども、やっぱり特定の業者で、だれでも彼でも入り込めるようなアフターを頼むようなことは、私は今後より複雑になってきたら直しにきて、どっかを操作したら新得町の情報が筒抜けになる恐れだって、想像の世界では可能になるのではないかと。

この人が来たらだめだ、この人が来たらだめだっていうような言い方は、私は名前も分からないし、どんな人が直しているかも分からないから言えませんけれども、ちょっとこのコンピュータ購入に関しては、町内企業の人で購入するのは、危険性もあるのではないかなという意味も付けて、もう1回ご質問したいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

コンピュータを導入いたしまして、情報が他に漏れるような危険性があるのではないかとということだと思っておりますが、役場のコンピュータ関係につきましては、町村会の情報センターで保守管理をいたしております。

したがって、そちらで全道三十数町村加入いたしまして、そこで実施いたしておりますので、情報が他に漏れるようなことはないのかなというふうに思っております。

ただ、今回の新得小学校のコンピュータにつきましては、私も詳しい内容というか、使用する実態というか、使用方法は分かりませんが、特に情報が外部に漏れて、支障になるようなことはないのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 庁舎内のコンピュータは行政の中の保守管理をするっていったら、購入業者の責任はないのかな。購入業者の所から、3年間の保守管理というのは学校のコンピュータだけで、行政の保守管理というのは特殊な所でお任せ。

私、新得の庁舎内で、コンピュータ関係なのかなって庁舎に来ている人がですね、器械を見てたような姿も見たんです。その人は鋭いわけですから、職員の人分からないこと一つしたって情報は漏れる。

では、この保守管理3年間というのは学校だけで、庁舎内のはコンピュータは業者の責任はないのかな。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。

役場のパソコンの関係でございますが、機種とソフトの故障とがございまして、器械本体につきましては、主に町内業者から購入いたしておりますので、器械本体の故障の場合については専門家というか、町内業者を通じて専門家に依頼して直してもらうことになるかと思っております。

ただ、ソフト関係につきましては、町村会の情報センターのソフトが入っておりますので、ソフト関係につきましては、故障の際には情報センターの専門のかたに依頼することになりますので、器械関係の故障については、あくまでも余り件数もないかなと思うんですが、その関係で情報が漏れるようなことはないかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第35号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をいたします。25分までといたします。

(宣告 11時13分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時25分)

日程第12 議案第36号 町道の路線廃止及び認定について

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第36号、町道の路線廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[村中隆雄建設課長 登壇]

◎村中隆雄建設課長 議案第36号、町道の路線廃止及び認定についてご説明いたします。

次のページを御覧いただきたいと思っております。

資料の図面でございます。青の部分は廃止する路線、赤の部分は認定する路線でございます。今回、廃止及び認定いたします路線は、国営農地再編整備事業で整備をいたしました道路でございます。

前のページに戻っていただきまして、1、廃止する路線といたしまして、1路線ありますが、この路線につきましては廃止後改めて認定する路線でございます。路線番号407番、屈足東1線、図面番号 番。

2、認定する路線といたしまして、路線番号407番、屈足東1線、図面番号 番。

今回、廃止及び認定後の延長につきましては、1,092.9メートルの増加となります。

ます。よろしくご審議をお願いいたします。

[村中隆雄建設課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第37号 平成13年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第13、議案第37号、平成13年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第37号、平成13年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,383万1千円を追加し、予算の総額を76億1,645万7千円とするものでございます。

6ページ歳出をお開き願います。

2款、総務費の財産管理費では、旧警察職員住宅を町の職員住宅として利用するため、住宅の一部改修費を計上しております。企画費では新たに民間賃貸住宅として帯広市の清信緑氏がわかかさ会館北側に単身者用1棟10戸、世帯用1棟6戸の建築を予定し、また、屈足地区の民間賃貸住宅建築につきましては、事業主が屈足の竹中隆男氏に変更となり、当初予定の単身者用1棟8戸から、世帯用1棟6戸に事業を変更したことに伴い、定住住宅建設促進事業補助金を増額をしております。

3款、民生費では、緊急通報システムの設置希望者が増えたことにより、予算を増額をしているほか、十勝愛育園ひばり親の会負担金につきましては、現在本町から1名のかたが通園児おりますので、自治体負担分として新たに計上をしております。

4款、衛生費では、サホロクリニックの施設の一部に補修の必要性が生じたので、修繕料を増額をしております。

6款、農林水産業費の農地費では、国営再編事業負担金の償還計画のため、地元の意向調査について、国から委託金が交付されるため、関連する事務費を増額しているほか、後継者対策費では農業後継者の結婚が新たに1件増えたため、研修補助金を増額をしております。

7款、商工費ではサホロリゾートにかかわる経済波及効果を調査するため、新たに委託料を計上しているほか、国民宿舎周辺の防護さくが倒壊している部分もあり、補修工事の必要があるため、新たに予算を計上しております。

8ページに移りまして、25節、積立金では寄附がありましたので、国民宿舎等整備

基金積立金を計上をしております。

8 款、土木費の道路橋りょう費では、雪寒機械購入事業の補助採択がされましたので除雪グレーダ購入費を計上し、財源として国庫補助金 3 分の 2 を見込んでおります。

10 款、教育費では教科書採択協議会の委員に P T A を加えることとなったため、負担金を増額をしております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧願いたいと思います。

12 款、国庫支出金では雪寒機械購入事業補助金、及び国営再編事業償還計画地元意向調査委託金を計上しており、13 款、道支出金ではオダッシュ通の工事に伴う消火栓移設費の道負担金を計上しております。

14 款、財産収入では職員住宅のほか、医師住宅・医療施設・土地建物の貸付収入をそれぞれ補正をしております。

15 款、寄附金では観光振興用として、株式会社新得観光振興公社から寄附がございましたので計上をしております。

16 款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金を増額しているほか、国民宿舎周辺防護さく補修の財源として国民宿舎等整備基金繰入金を計上しております。

18 款、諸収入では緊急通報システム設置負担金の増額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3 番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 2 点お聞きしたいと思います。

定住の住宅建設促進事業、今まで町外の業者の人が建てられていた。今回は町内企業の人でも建てていただける。公営住宅がたいへん不足しているときに、いいことだなんて思いますけれども、もう 1 回この定住住宅でご確認をしておきたいんですけども、補助を出す建て主がですね、もしか、新得町の契約条項に何ら違反をした場合の、お金を戻していただく、いただかないっていうことをですね、業者と細部にわたってお話し合いをされてるかどうか、1 点とですね。

それから、商工のサホロリゾートの経済波及効果調査。私は常にこういうことはしておいたほうがいいのか。町内的にも町外的にも、サホロリゾートっていうのは屈足・新得の働いている人の雇用の問題もありますし、町外に対してリゾートが新得町にあるっていうことは、すばらしいことだと思います。

ただし、この 200 万円くらいでは、どのような経済波及効果の調査を今度の目的の中に組み込まれているのか、どこを調査したらこのくらいの金額になるのかだけご提示願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 長尾企画調整課長。

◎長尾正企画調整課長 要綱等に違反した場合の取り扱いでございますが、要綱の中では 10 年以内に賃貸住宅を用途変更した場合、その場合は補助金の返還をしなければならないということになっております。

建築主が建物を建てる場合、事前に十分打ち合わせをしておりますので、その要綱に違反することはないと思っておりますし、万が一違反した場合は、補助金の返還を命ずるかたちになると思います。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 2点目のサホロリゾートの経済波及調査についてでございますけれども、調査項目につきましてはリゾートの運営にかかわる経済の波及効果、それとリゾート客の地元での消費による波及効果、それからサホロリゾートがあることによる地域への効果ということで、大きくこの3点についてを調査したいと思っております。

それから調査先につきましては、商工会をはじめサホロリゾートの中にも入りましてですね、アンケート用紙などを置いて、お客さんのどういう経路でこられて、どこに寄ってきて、ここではどういう予定だという、そういうようなアンケートもとって調査をしたいと思っております。

それから前回、平成4年にも一度はこの経済波及調査についてやっておりますので、それを参考にしてやりますので、今回は若干金額的には少ない額になっております。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 前回の金額よりはですね、この金額は少なくなっております。

どこの業者にお任せをされるのか。これももう前回とですね、同じ方法を探ったら、同じ答えが出てくるのかなってというような感じもしないではないんです。ですから、今回はこの委託料、どこの業者に委託を決まってられるのか。これからどこかに任せるようにその話し合いをするのか、それだけ聞かせてください。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 委託先につきましてはですね、まだ、決まっておりませんので、前回の調査していただいた業者も含めて選定したいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます

「挙手全員」

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第38号 平成13年度新得町老人保健特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第14、議案第38号、平成13年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第38号、平成13年度新得町老人保健特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,159万2千円を追加し、予算の総額を13億95万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

2款、諸支出金では過年度分の老人医療費等の精算により、概算払を受けた診療報酬

支払基金交付金の償還が生じたので補正をしております。

4 ページ歳入を御覧ください。

4 款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 38 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 39 号 平成 13 年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第 15、議案第 39 号、平成 13 年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第 39 号、平成 13 年度新得町介護保険特別会計補正予算、第 1 号についてご説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 7,626 万 5 千円を追加し、予算の総額を 4 億 8,965 万 1 千円とするものでございます。

5 ページ歳出をお開き願います。

5 款、諸支出金では、平成 12 年度において介護給付費の実績報告の違算により、診療報酬支払基金交付金過払いが生じました。今回、相当分を繰越金として処理し、償還するものであります。

歳入では、今回の補正の財源として、前年度繰越金を増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 39 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第16 意見案第2号 新たな農業経営政策の確立等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第16、意見案第2号、新たな農業経営政策の確立等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 意見案第3号 義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書

◎湯浅亮議長 日程第17、意見案第3号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第18 陳情第1号 季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求める要望意見書の提出を求める陳情書

◎湯浅亮議長 日程第18、陳情第1号、季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求める要望意見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月6日から6月14日までの9日間、休会することにいたしたいと思いをいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、6月6日から6月14日までの9日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時46分)

第 2 日

平成13年第2回新得町議会定例会（第2号）

平成13年6月15日（金曜日）午前10時開会

議 事 日 程

| 日程番号 | 議 件 番 号 | 議 件 名 等 |
|------|-------------|-----------------------|
| | | 諸般の報告（第2号） |
| 1 | | 一 般 質 問 |
| 2 | 意 見 案 第 4 号 | 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書 |

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書

出席議員（18人）

| | |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 川 見 久 雄 議員 | 2 番 藤 井 友 幸 議員 |
| 3 番 吉 川 幸 一 議員 | 4 番 千 葉 正 博 議員 |
| 5 番 宗 像 一 議員 | 6 番 松 本 諫 男 議員 |
| 7 番 菊 地 康 雄 議員 | 8 番 斎 藤 芳 幸 議員 |
| 9 番 廣 山 麗 子 議員 | 10 番 金 澤 学 議員 |
| 11 番 石 本 洋 議員 | 12 番 古 川 盛 議員 |
| 13 番 松 尾 為 男 議員 | 14 番 渡 邊 雅 文 議員（早退） |
| 15 番 黒 澤 誠 議員 | 16 番 高 橋 欽 造 議員 |
| 17 番 武 田 武 孝 議員 | 18 番 湯 浅 亮 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | |
|-----------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 齊 藤 敏 雄 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | | 小 笠 原 一 水 |
| 監 査 委 員 | | 吉 岡 正 |

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 助 | | | 役 | 鈴 | 木 | 政 | 輝 |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 畑 | 中 | 栄 | 和 |
| 企 | 画 | 調 | 整 | 長 | 尾 | | 正 |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 秋 | 山 | 秀 | 敏 |
| 住 | 民 | 生 | 活 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 浜 | 田 | 正 | 利 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 雄 |
| 農 | 林 | 課 | 長 | 斉 | 藤 | 正 | 明 |
| 水 | 道 | 課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 昭 |
| 商 | 工 | 観 | 光 | 西 | 浦 | | 茂 |
| 児 | 童 | 保 | 育 | 富 | 田 | 秋 | 彦 |
| 老 | 人 | ホ | 一 | 長 | 尾 | 直 | 昭 |
| 屈 | 足 | 支 | 所 | 田 | 中 | 透 | 嗣 |
| 庶 | 務 | 係 | 長 | 鈴 | 木 | 貞 | 行 |
| 財 | 政 | 係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 行 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | | 育 | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 加 | 藤 | 健 | 治 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 高 | 橋 | 末 | 治 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 |
| 書 | | | 記 | 桑 | 野 | 恒 | 恒 | 雄 |

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。本日は、全員の出席であります。ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

[千葉正博議員 登壇]

◎千葉正博議員

1. 農業基盤整備について

一般質問の冒頭に当たりまして、ひと言申し添えたいと思います。

斉藤町政2期目の任期も今議会で最後で、質問者も少のうございますが、新たな情熱と決意を燃やしておられます町長へ、私は特に本町の基幹産業であります農業、とりわけ農業基盤整備について町長の考え方をお伺いいたします。

本町においては、ここ数年道営草地整備改良事業、国営農地再編整備パイロット事業など、道営と国営の2つの大きな事業を採り入れ、草地整備をはじめとした農用地の改良・明きょ排水・道路整備など、基盤整備事業を取り組んで進めていることは、十分認識をしているところであります。

その結果、整備もたいへん進み、農畜産物の生産も毎年順調に伸びてきていることと思いますが、整備事業も昨年そして今年と完了年を迎えようとしております。

近年、法人化などますます進む規模拡大、大型経営の状況下においては、区画整備をはじめとした深土破碎等、基盤整備事業については、今後とも継続的な事業の推進を考えておられます。これらの計画に含め、町長の考え方をお伺いいたします。

[千葉正博議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町の主要な農業基盤整備事業の現況を申し上げますと、ただいまご質問にありましたように、新得地区の道営草地整備改良事業を平成6年度から実施をし、この中で草地整備以下789ヘクタール、特認施設25か所、明きょ排水1,419メートル、道路整備3,810メートルをもって、昨年度完了いたしましたところであります。

また、これと平行するかたちで新得地区の国営農地再編整備事業につきましても平成

6年度に着工いたしまして、この間、区画整備暗きょ排水が1,375ヘクタール、明きょ排水路6,700メートル、道路整備11,300メートルをもって、本年度で完了する予定となっております。

特にこの事業につきましては基幹的な線事業、いわゆる道路並びに明きょ排水事業を、町の負担額約3億数千万円を費やしまして、整備してきたところであります。

これらの結果、農家の皆さんの良質な自給飼料の向上や、湿性農地の排水不良の大幅な改善が図られ、本町の農業生産性の向上に大いに寄与してきたことは申すまでもないことであります。

さて、ただいまお話ありました、今後の農業基盤整備の計画でありますけれども、特に道費の上積みのある高額補助率の事業につきましては、数年来、強く道当局に対しまして、ご要望申し上げてきたところでありますが、道の現況の財政上の問題から非常に厳しく、事業採択は困難と考えているところであります。

これとは別に、現在道と協議を進めておりますのは、営農用水を中心といたしました、佐幌地区道営畑総事業並びに国営事業後の屈足地区道営畑総事業でございますが、町といたしましては、農業基盤整備は面の事業を中心に、今後取り進めていきたいと考えているところであります。

しかしながら、昨今の国の公共事業の削減方針等もございまして、着手の延期あるいは事業量の縮小も予想されるところであります。

また、補完的・短期的な利用組合を事業主体とする団体営事業の採択申請等につきましても、町といたしまして、側面的に支援していく考え方でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 農業の実態について若干触れたいと思いますけれども、現在農家戸数多い人で八十何ヘクタールから、少ない人で1.4ヘクタールで128戸というのが新得の農家戸数なのかな、実際的に経営を続けているというのは。

そうした中で、耕作面積4,600ヘクタール1戸平均36ヘクタールというのが新得町の農家の現状だろうと思います。

しかしながら、農家戸数の減少とともに平均面積の増加が進んでおりますが、特に注目をしなければならないのが、これはどこでもそうなんです、高齢化が進んでいる。本町の場合、56歳以上で後継者がいない農家が40戸で農家の31パーセントを占め、経営面積で960ヘクタール21パーセントを、これを10年後にこの人がたが果たして経営を続けていけるかと、現在56歳というかたちの中では。

そうするとこの人がたがやめれば、1戸当たりの平均で52ヘクタール耕作をしなければならないという、数字的な中では行われるわけです。

そうしたように自然的に規模拡大を図り、また、大型化を続けなければならないのかなというふうに考えておりますし、特に遊休用地が出てこない、出てくるとも思われるし、そこで基盤整備というもの、区画整備というものが特に重要になってくるのかなと、ほ場の大型化と。

今、町長のほうから話がありましたけれども、道営あるいは国営の畑総事業ということで国の財政、特に今回の小泉内閣の中では財政機構改革ということで、聖域なき改革を進めるということで、厳しいということについては十二分認識をしておりますけれど

も、先般の小泉内閣におかれまして、武部農相との会談の中では、やはり日本の自給率の低下はさせないと、自給率の向上を進めていかなければならないという話し合いが持たれております。

特に現在、特に行われるのは、農業整備事業の中においても、特に盛ってこられるのが換地事業が採り入れられなければならないと。特に事業を推進していくうえにおいては、その事業の中に非農用地を作らなければならないというのが、一つの国の施策であります。

そこで本町辺り、たいへん非農用地を採り入れるということは難しい部分があると思えますけれども、この点を含めながら、今後事業を採り入れていくうえにおいては考えていかなければならないのかなど。この非農用地を採り入れるのが、一番のネックになってくるのかなというふうに考えております。

今、町長のほうから3億数千万円をかけて町負担、道路の整備、特に道路整備というのが、非常に各地域とも道路が整備されてきているのかな。

それからまた、屈足地域においても重粘土地帯ということで、なかなか水はけの悪い所の暗きょ排水っていうものもかなり進んでおります。

しかしながら、平成6年から事業を進めて、当初は申し込み戸数というのが少なかったんですけれども、事業の最終年度になると、やはり申し込みが多くて、それを受け入れられない状態だということについても、認識をしていただきたいと思えます。

やはり計画段階の中では、なかなか考えてもいないんだろうけれども、事業が進めていくことによって周りの農地が非常にきれいになっていくと。特に暗きょ排水等については、昔はただ掘って管を入れて、その上にわらをさっと入れたという状況でありましたけれども、それだけでは水はけが悪いということで、現在の方法は管を入れて、その上に砂利を入れると、そして非常に浸透性をよくして水はけをよくしてきているということで、たいへんいいわけですけれども、そうした中でも、やはり大型機械がだんだんますます増えております。自然に土地の鎮圧がかかり土地が硬くなって、やっぱり水はけが悪くなってきているというのも現実であります。

そうした中で今回、道の21世紀パワーアップ事業において、新得は難しいと言われておりましたクローラートラクター、道の事業でありますけれども、町長をはじめ関係機関の強力な働きかけによって、新得町にも事業として採り入れられたわけですけれども、そういったことで、今後とも遺憾なく町長の指導力を発揮していただきまして、難しい事業ではありますけれども、なんとか採り入れられるよう努力をお願いしたいなと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

ただいま前段で、千葉議員からご指摘あったように、やはり本町におきましても後継者が不足していることによりまして、年々離農が進んできておりまして、その結果として離農跡地が出てくると。これから先を考えましても、その傾向は強まっていくだろうと、私どもも予測をいたしております。

農用地というのは、いろいろな制度を導入して、また、農業者の皆様がたのいろいろなご努力の結果ですね、優良農地これを遊休化させていくことには、私はならないと考えております。極めて大事な社会資本でありまして、そうした農地を将来に向かって活用しながら、本町の農業の生産性を確保していきたいとも考えているところであります。

幸いにいたしまして、本町では酪農家もちろんそうでありまして、畑作農家もそうでありまして、年々規模拡大に取り組んでいただいております、そうした面では仮に離農跡地が出たとしてもですね、うまく町内で利用されていっている状況にあると考えておりますし、もう一つは、やはり将来をにらんでですね、新規就農というものを誘導しながら、できるだけせつかくの社会資本であります。農地が遊休化しない施策というものも、講じていきたいと考えております。

いつか新聞に出ておりましたけれども、管内の幕別町で将来的な推計をいたしましたところがですね、何年後かちょっと忘れましてけれども、千何百町歩とか2千町歩とかですね、そういう大きな農用地が遊休化していく可能性がある。したがって、今から手を打っていかねばならないという町の方針が示されていたのを、新聞で見た記憶がございます。

これは、ひとり本町のみでなくてですね、全体的なそういう離農の進行状況というのは進んでいくわけでありまして、そうした面でも、この農地が遊休化しない方法というものをお互いに考えていく必要があると思っております。

また、基盤整備も1回やったらそれで済むというものではなくてですね、時間の経過とともに、トラクターや農作業機械のてん圧によって、いわゆる暗きょが利いてこなくなるといっておりますから、そうした面からいきますと、その状況に合わせて断続的にですね、基盤整備が進んでいくことが極めて理想的でありますし、また、その努力をしなければならぬと考えております。

ただ、最近のですね国内の経済情勢、特に国の財政状況という問題が、にわかにクローズアップをしてきておまして、そうした面ではいろいろな見直しが今後なされていくだろうと、私どもも厳しく推測をいたしているわけでありまして。

今回、私どもが進めてまいりました、道営の草地整備事業に至りましては、受益者負担が5パーセントであります。また、国営の再編の整備事業は受益者負担が7パーセントでありまして、これは極めて高率の補助事業であったと。このことが生産者の皆さんがたにも理解をされてですね、かなりの農家のかたが基盤整備に取り組んだと。

その結果として、非常に事業成績といえますが、従前、湿性の火山灰地帯でありますからなかなか水が抜けていかないと、そういう湿害による不作といいたししょうか、そういうことがずっと続いてきたわけでありまして、この基盤整備を施して以来ですね、おかげさまでその収量が安定化をしてきたと、しかも向上したと。よって、そうした基盤整備をした農家の皆さんがた自身がですね、ほんとうに今回の基盤整備をやってよかったと、異口同音にそうした感謝の声というものが聞こえてまいります。

今後、そういう農業に対する国の施策がどういうふうに変化をしていくのか、それらを見極めながら、できるだけ生産者の負担も少なくですね、そしてまた、町の負担も少なく基盤整備を進めていけるかということをお互いに検討していく必要があるのではないかと思っております。

幸いにいたしまして、さきほど千葉議員もご指摘ありましたように、クローラートラクターあるいはサブソイラーという大型の機械の導入のめどがつかれましたわけでありまして、そうした面ではですね、やはり深土破碎なんていう作業は、農業者の皆さんが自らやっていくというふうなことで、農地を保全していくということも非常に大事なことでないかと、そのように思っております。

今後の国あるいは道の動きを見ながら、必要な基盤整備は少しでも将来に向かって

進行するように、われわれも努力していきたいと考えております。

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 農業のことについては齊藤町長非常に農政通でありますから、私が改めてお願いするまでではありませんけれども、農業者がやる部分と、それから町が支援する部分と、今後ともその辺をよくご理解のうえ、振興に力を入れていただきたいなど、このように考えております。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

◎宗像一議員

1. 屈足東1線道路の交通安全対策について

私は次の2つの項目についてお伺いをしたいと思います。

一つ目の項目は交通安全対策についてであります。今議会で認定路線となった屈足東1線道路舗装工事も、この6月中には完了されるとのことであります。道路も幅員となり直線で走りやすい幹線道路となりました。これから大型車を含む交通量は相当に増加されることが予想されます。

そこで、道路がよくなって心配されるのは交通事故であります。指示・警戒標識は道路管理者側で設置しなければならないと、また、交通安全対策の規制標識、一時停止・徐行・速度制限などは公安委員会の管轄であるということ聞いておりますが、公安委員会とのかかわりともどのようにおられるか、事故が起きてからの対応ではなく、早いうちに手を打つことが必要ではなからうかと、恐らくその進めはされていることでしょうが、次の点でお尋ねをしてみたいと思います。

各号線の道路幅は非常に狭く、東1線道路を挟んで農業を営まれております。各交差点は絶対一時標識が必要であろうと、道路標識の設置は急いで進めなければならないだろうと思われまます。

その道路標識の設置の進み具合がどのようになっているか、また、主な号線の交差点民家の住まわれている要所には街路灯設備も必要と思われまますが、いかが進められておられるかお伺いします。

また2点目として各号線は狭く、交差点の見通し、車のう回、また冬期間の除雪対策を思うと、交差点付近の拡幅が必要と思われまますが、いかがなお考えかお伺いします。

3点目としては、22号線交差点の道路東側は上りの急斜路面であります。また、上り向かっての右側は立木が茂っており、一時停止する場所は平坦であることが望まれるわけですが、その改修工事はいかがなお考えでおられるかお尋ねしたいと思ひます。

2. 温水プール、リフレッシュルームの活用で屈足及び農村住民（中高年層）交通網の確保について

2つ目の項目でございますけれども、本町の施設の活用で町民の健康づくり対策についてであります。

管内一人当たりの医療費が3年連続にして一番高いとされるわが町、健康づくり対策についての進めをそれぞれされてはいますが、私は本町の施設のうち温水プール・リフレッシュルーム、2つの施設についてをお尋ねしたいと思ひてます。

町民の健康保持増進、交流の場としてインストラクターを配置し励まれております。

利用者状況は事業概要で知らされておりますが、全体の利用者数、年齢別は分かりませんが概数で結構でございます。次の点のお伺いをしたいと思っております。

1点目でございますが、温水プール・リフレッシュルームの屈足及び農村住民の中高年層の利用状況は、どのくらいのパーセンテージになっているのかなということであり

ます。2点目には、町民大学水泳教室実績表によると、比較的中高年層の利用者が多く、その利用者の中で、屈足また農村のかたの交通網はどのようにお考えになっているかなと、知りたいと思っております。

次に、3点目は私の表題としております、本年度の予算書によると特定財源プール使用料が、前年に比較すると160万円と40万円の減少予算でありました。決して利益を上げるための施設ではありません。しかし私は利用者が少ないためと思われ

ます。間違いでしょうか。町民のかたも健康の自己管理に努められ、特に中高年層のかたは散歩をされたり、パークゴルフ・歩くスキーと非常に励まれております。温水プールは短い期間でもありますが、リフレッシュルームは年間を通して、夜間もインストラクターが付いて指導して

おります。パークゴルフの期間が終わった11月から3、4月までの期間は、中高年50代・60歳代の利用、60歳以上の利用者が非常に多く使用されています。それを思うとき両施設を週決めで、昼・夜間等にでも分けて、施設の活用、屈足及び農村住民の中高年層の交通も、足の確保を検討してみてもどうか

なと。そうすることによって、利用者増と町民の健康保持の促進に努めると、そう考えますが町長の考えをお尋ねしたいと思

います。[宗像一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

町民の皆様をはじめといたしまして、関係機関の努力によって、交通事故死ゼロの日が319日を数えておりまして、そうした皆様がたのご協力に対しまして、改めて敬意を表したいと考えております。

交通事故の原因はスピードの出し過ぎ、あるいは前方不注意、またシートベルトの未着用など、車を運転するうえにおける基本ルールの欠如に起因するものが多いと考えて

しております。ただいまご指摘ございました交通規制の看板につきましては、ご承知のとおり公安委員会の所管事項であります

が、町道にかかわる一時停止の必要な場所について町内を調査いたしまして、規制看板を全部で24か所に設置していただくように、新得警察署を通じて、公安委員会のほうに要望書を提出してお願いしているところであります。屈足東1線の道路には、5か所につ

きまして設置の要望をいたしてありますが、公安委員会の予算のこともありますが、交通規制を強化しても運転がマンネリ化されるというふうなことも含めて、交通事故が減少しない状況にありまして、今、交通規制緩和への方向が打ち出されているとお伺いをしておりまして、緊急度の極めて高い場所から設置をされていくことになるものと考えて

ますけれども、今後とも設置に向けて、引き続き関係機関に強く要望していきたいと考えております。

また、交差点の警戒標識につきましては、本年度中に国営農地再編整備事業で実施をした道路についてですね、設置をしていきたいと思っております。

次に、主な交差点への街路灯の設備の問題ではありますが、街路灯の設置につきましては、歩行者や車両の交通量を参考にいたしまして、道路の整備に合わせて計画的に設置をしてきているところであります。

また、各号線の交差点の拡張につきましては、地域の要望や意見を採り入れまして、事業計画のとおり施行してきているかと考えているところであります。

次に、屈足22号の交差点東側の傾斜につきましては、国営農地再編整備事業の区域外の場所でもありまして、屈足地域の皆様がたと数度にわたって本計画の会合をもったわけではありますが、そうした中からはですね、地域の住民からの要望がなかったということで今日に至っているわけではありますが、今後、関係者と協議をいたしまして、改善策を検討していきたいと考えております。

次に、リフレッシュルームの活用関係であります。

まず、平成12年度の利用状況ではありますが、リフレッシュルームの開館日数が306日でありまして、延べで7,796人、1日平均25人の利用となっております。そのうち60歳以上のかたにつきましては1,554人でありまして、全体に占める割合が20パーセント程度でありました。

なお、屈足及び農村部の人数把握については、詳細にわたり調査をいたしておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

ご質問にあります医療費対策を視点とした、利用者の増を図るための交通弱者のかたへの足の確保ではありますが、個人を対象にした足の確保につきましては、今日置かれている状況から見まして、なんとか自己責任といいましょうか、そういう範囲内において考えていただければと考えておりますし、またそうした町が用意することによって、路線バスの減少ということへの兼ね合いも出てくるということも考えますと、ちょっと困難ではないかと考えております。

また、医療費の抑制策の一環としてというお話でありましたが、ご指摘にありましたように本町の高齢者の医療費というのは、ご指摘のとおり非常に管内的に見て何年か連続してトップであると、これは非常に私ども憂慮をいたしております。

したがって、医療費の抑制の問題につきましてはですね大きな課題でありまして、ただいま宗像議員からご指摘があったこととは別にですね、その対策を抜本的にどうしていくかということを検討していきたいと考えております。

しかし、そうした公共施設が多くの町民の皆様がたに、もっともっと活用していただくということは極めて大事であります。したがって、冬の間等は外で体を動かすこともなくなってまいりますので、施設の有効利用という観点から高齢者など交通弱者を対象にした、いわゆるリフレッシュルーム利用教室とか、そういうものを開設しながらですね、その一定の期間についてはなんとか交通対策を考えて、それらの利用度が上がるように、われわれとしても努力をしていきたいと考えております。

温水プールの関係につきましては、教育委員会のほうからご答弁を申し上げます。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 小笠原教育委員長。

[小笠原一水教育委員長 登壇]

◎小笠原一水教育委員長 町営温水プールに関する質問に、教育委員会からお答えいたします。

町営温水プールの利用者で、60歳以上のかたの平成12年度の個人利用実績は、延べ2,869人、全体の20.9パーセントでした。

13年度で高齢者のかたにも参加できる町民大学水泳教室は6講座で、週9回開催しており、現在の受講生の中で高齢者の占める割合は40.6パーセントでございます。また、この6講座の中で新得市街地区以外の受講者数は17名、11.6パーセントと低い現況にあります。

ご質問のありました、町営温水プール利用者への送迎バスの運行については、高齢者のかたを対象とした町民大学だけでも1週間に9回もあり、現有のバスではとうてい運行できない状況にありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

[小笠原一水教育委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 今、いろいろとご答弁をいただきましたけれども、1点目の標識の関係非常に公安委員会としても、予算・順番またいろいろと交通緩和の関係もあり、いろいろとたいへんだらうということも思われます。

しかし、どこの町村においてもなにかが起きてからいろいろと対応をされているわけなんです、さきほどご回答にもあったように、運転するもののモラルがたいせつなことも十分理解するわけです。

しかし運転する運転手というものは、どうしても道路標識が大きな役割を果たすことから、町内の中でも数か所、いろいろとそういった危険な場所があるということも聞いておりますけれども、そういう必要とされる所は、町独自の手づくりによる規制標識関係も設置してはどうかと、それをやることによって、交通事故を未然に防ぐということが、やはり先決ではなかるうかと思うわけでありませう。

街路灯の設置も、随時これからいろいろとそういった面を検討し、交通量に合わせて設置するということもございますけれども、非常に民家もあり交通量が多くなるということかたちの中で、それらも号線の目印ともなりますので、なんとか早期の検討をして、十分そこら辺を進めていただきたいなとかように思うわけですね。そういったことを、早急にひとつ検討を進めていただきたいなとかように思います。

また、屈足東1線道路計画は平成6年から進めておられると、たいへんな困難があったと聞きました。各号線の道路幅は非常に狭いわけですから、一つ交差点の拡幅、また取り付け道路というものは、そういった計画を立てられたときに要望できなかったものかなということだと思いますが、そこら辺のものはちょっとやはり難しいものなんでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいなとかように思います。

次に、22号の上り傾斜斜面でございますけれども、これは区域外であるということの関係でもあったということで、また要望もなかったということもございますけれども、非常にあそこの交差点は、さきほども申したように危険な場所だと、また非常に上りがあります。

ですから、せめて一時停止する所のみでも、やはり平坦でなければ下から上ってきても、全然上り切れないということが言われております。

それで、あそこの道路の関係で聞いてみますと、恐らく道路の場所の確認もされたと

思いますけれども、道路幅が6間幅であると。そして、冬は非常に雪だまりともなり見通しも悪い。また春、雪解け2か月間ぐらいは非常に水がたまるというかたちも言われております。今使われていないから花を植えているようですが、いつでも撤去したいというようなことも申しております。

また、今は早期の改良を進めていただきたいということで、民家のかたの要望もあると思います。再度認識を深めていただきまして、今年の冬に向けてですね、ぜひ進めていくべきでなかろうかなと思いますが、一つよろしく、その点をもう一度確認されていると思いますので、ご回答いただきたいなと思います。

それから2項目目の、本年度の町民大学シニア水泳教室も開講されたようですが、40名の募集というようなことも聞いておりますが、私も聞いてみましたら屈足から一人と、お一人の申し込みであったというふうに聞いております。なぜそういうふうに屈足からの申し込みが少ないのかなというようなことを思います。そこら辺の恐らくお調べになっているのでなかろうかと思いますが、ひとつそこら辺の調べの結果をお聞きしたいと思います。

町民のかたもいろいろと考えがありますから一概に申せませんけれども、しかし、私は申し込み勧誘の在り方に、いろいろと問題もあるのでなかろうかなと思われてなりません。PRはきっとお知らせしんとくのみではなかろうかと思われれます。それではお互いに誘い合うと、また通ってみようという気に果たしてなるのでしょうかね、どのような進め方をしておられるか、ちょっと尋ねしてみたいと思います。

農家のかたは今農繁期でありますからそれは無理としましても、施設のPRの仕方、もっとPRの在り方にいろいろと考えも持っていただきたいということと、もう1点はなんといっても屈足方面農村関係からの利用者が少ないということは、もうこれからは交通網というものを十分考えなければ、足がなければやはり通うにも、そういったかたちが出てくるのでなかろうかというふうに思われれます。

屈足もプールの施設があるわけでございます。非常に利用も若いかたの利用者も多くありますけれども、利用目的とか施設の違いもありますから、そして両施設にはやっぱり指導者が付いているということもありますので、安心して通えるためにも、足の確保は屈足の庶民の要望でもあるのでなかろうかとも思われれます。

健康保持促進のため早期の進めを願いたいなど、そういった取り組みについて進めていっていただきたいと思いますが、再度お答えをお願いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 交通標識の問題でございまして、確かに安全を確保するという意味では、私どもも今後とも鋭意努力をしていきたいと考えております。

しかし、今宗像議員がご指摘の東1線はですね、実はお見えになりましようか、これだけの警戒標識立ててあるわけですね。現に立っているんです。手作りです。公安委員会はそれは一つのルールの中でやるわけですから、私どもに詰められてもですね「はい、いいですよ」っていうことにならないわけですから、そこはご理解いただかないとなりません。

それで、これだけのですね警戒標識を立てて安全を啓発してるわけですから、これは一般論で申し上げますけれども、十勝型の交通事故というのは宗像議員ご承知のとおり平たんで、そして、広くていい道路で交差してですね、なんぼ大きな公安員会ですね標識があったとしてもですね、重大な事故を管内で起こしているわけです。

これはやっぱり、本を正せばですね運転者のマナーですよ。そこをやっぱり基本に押さえないと、標識で100パーセント防げるものではないと。

しかし、危険を考えて、これだけの警戒標識を立てているわけですから、これはやっぱり理解していただきませんか、警戒標識も目に入らないくらい飛ばしているようではですね、これは事故が起こってしまう、こういうことも言わざるを得ないのではないかと思います。

それから、2点目であります。東1線の道路が非常にりっぱになりました。これは有効幅員が5メートルであります。そして町道はですね4メートルないし4.5メートルであります。それで広い道路から細い道路なわけですね。しかし通常は4ないし4.5メートルあれば十分ですね。それで、各交差点とも巻き込みを広くとって、従前より相当改善しているわけです。よろしいですか。

それで広い道路から細い道路に入るときに、スピードが出ていると危ないんですね。それは道路の状況に合ったスピードで運行していただかないとならないのではないかと。ですから、巻き込みを広くとって、従前の状況よりも相当程度あそこは、実は改善されているわけでありまして。ぜひ、ひとつお通りの節はですね、状況を見ていただければと。

しかしだからといってですね、町道の号線を全部5メートルの幅員に広げると、こう言われてもですね、これはなかなか置かれている状況から見てできないわけでありまして、そういう安全対策も十分講じて、東1線道路は整備をされているというふうに、まず、ご理解を賜りたいと考えております。

それから22号の傾斜がきついと、簡単に言えば下がって上がるというこういう道路ですね。これについてはですね、ぜひそういう安全な交通上の問題も含めて、これは直営でやりたいというふうに考えております。

また、リフレッシュルーム・プールのほうは、また教育委員会からお話しあるかと思いますが、全町的にですね足を日常定期的に網羅をするということは、これはやっぱり至難なわけですね。

これは、では新得の人が屈足のレイク・インを使うにしてもですね、いろいろな場所に行くにしても、陶芸センターに行くにしても、皆さんやっぱりそれぞれで足の確保をされていると考えております。

屈足の市街だけの問題でなくて、農村部の問題もあるわけでありまして、そうした中でそれはバスが、あるいは一定の期間を設けてですね、そういう機会を与えていくと。これは努力をしていきたいと考えております。

しかし、日常定期的にバスを走らせていくだけでのですね今状況下には、何台も増やして運転手もおいて、そうすれば今のご要請の趣旨は解決できるかと考えておりますけれども、当面、後ほど菊地議員から、小泉内閣の財政構造改革に伴って、どういう障害が起こるかという質問が出ているわけですが、そういうことをも勘案しながらですね、やはり皆さんがたで協力していただくといいでしょうか、自立していただくといいでしょうか、そのことも一つお考えいただかなければ、ご要望にすべておこたえするわけには、なかなかいかないのではないかなと。しかし、機会は作りたいと考えております。

◎湯浅亮議長 阿部教育長。

◎阿部靖博教育長 教育委員会のほうからお答えをしたいと思います。

PRの方法等の仕方によっても、利用者に影響が出ているのかというようなお尋ねかと思っておりますけれども、私どものほうのPRの仕方というのは、全町的なかたちですね、PRをさせていただいてるというようなことをごさいますして、その足に絡んでの対応についてはですね、外した中でそれぞれの教室の希望をとっているということでございまして、今町長のほうからもいろいろとお話しがあったわけでありましてけれども、今年の教室につきましては、6か月間通してその教室で取り組んでいただくというような方式にしておりますので、今年度については、もうこの内容を変更するということもできないというような状況になってございます。

具体的に今お話にありましたような要望についてもですね、個人的なかたちではお話も伺っているところでございまして、いろいろな面で検討も実はしているところでございます。

ただ、委員長からもお話し回答申し上げましたとおり、講座の数が結構ございまして、どの講座にするのかというような絞りの問題だとか、あるいは講座をどうするかたちで組み替えていくのかというようなところ、それから実際に足の問題として車の調整をどうしていくのかというようなこと。その他、ほかの施設の利用、あるいは教室等の全体的な大きな中での関連性の問題等ともあるかなというふうに思っております。

私どものほうも極力そういう希望にはですね、こたえていきたいなという思いはあるわけでありましてけれども、今年まだ始まったばかりでありますので、いろいろ利用する皆さんがたの地域の状況なんかですね、受け付けの段階でもう少し把握をしたりして、そういったかたちの利用がですね、いろいろな車の面等も含める中で、可能かどうかという部分についてはですね、検討してみたいというふうに思っております。

なかなか状況的にはですね、難しい部分もあるかなというふうに思っておりますけれども、そういった内容の分析をして、いろいろまた検討もさせていただきたいというふうに思っております。

また、冬の場の利用につきましてはですね、昨年冬、私どものプールが閉鎖になったときに、鹿追あるいは音更ということで、何度か利用をしていただくかたちで取り組んだこともございます。できるだけそういった地域の皆様がたの希望と、そしてまた施設を運営するうえでのいろいろな、さきほどお話ししましたような悩みの部分もですねご理解もいただきながら、内容的なものが可能性があるのかどうかということで、検討させていただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 標識の関係それだけの設置があるということで見せられて、私もちょっとこの昨年から砂利道で通っているわけなんですけれども、その時期にはなかったというかたちもあって、非常に図面上にあるんですが。

しかしその中でですね、非常にやはり、ここの通りは非常に多くてあれだと。それは恐らく指示・警戒の標識であって、規制標識というものは公安委員会管轄なんですけど、その規制標識の一時停止というものもきちっと設けられているのか、そこら辺ちょっと私も勉強不足で申し訳ございませんけれども、何か所ぐらい設けられているか、号線がどこであるかちょっと聞きたいと思っております。

それで、非常に22号の関係の所は別に考えたいということをお申されておりますけれども、現にあそこはもう今までにあっても、冬の間は下から相当な惰性を付けていかなかったら上っていかれないんだと、それが一時停止になったら当然危険が及ぶと。非常

にそういったことを申して、あそこの下に住んでいる民家のかたも言われているものですから、せめて、一時停止できる場所ぐらいは、早急にやはり平たんにしてあげてほしいと。

それから後、それは水たまりが出たり、非常に吹きだまりも多いんだというかたちもあるので、そこら辺のものも十分に、もう少し住民のかたに聞いてほしいなと思います。

住民のかたも、そういった要望がなかったというふうに言われましたけれども、私も話しを聞くところによりますと、それは昨年の暮れにも、いちおう要望はしてあるというふうに私は聞いております。非常に下に住んでいる人たちが困っているということでございますので、ひとつ十分検討していただきたいと思います。

それから、リフレッシュルームの状況、これはリフレッシュルームは割と若い人も多いものですから、冬期間の交通網というものは、非常にやはりお互いに誘い合っていくということは、当然、今交通事故の多い時期でもありますから、なかなか至難であろうと思います。

したがって週決めで、それだけ11月から3、4月ごろまでの期間が多く利用されている中で、どれくらい屈足方面が農村方面のかたが使われているのかなというこの疑問は持っていたわけですが、そこら辺の調べはしていないということでございますから、何人ぐらい利用されているか、そういう屈足・農村のあるいは分かりませんが、やはり、そういういいことで、おおぜいのかたが使われているのであれば、そういうようなことをもう少しPRされて、そして週決めで足の確保なんかも決める必要があるのではないかなと、そういうふうに思います。

また温水プールのほうにかけては、私のあれでは、シニア教室というのは、結果的に去年・一昨年と、去年も募集したけれども、屈足のほうからは2人ぐらいしかいなかったと。農村関係は全くいないというようなことも言われているんですが、そういったことでほんとう体の促進のためにいいものであれば、やはりある程度きちっと週に何回とかっていうものを決めて、そしてそういった足の確保を考えてやっていただきたい。これはリフレッシュルームにしても温水プールにしても、そういったかたちを含めながら、ひとつ検討していただきたいとかように思います。

これからは、いろいろと福祉に関するバスのそういった配置関係も、恐らく検討する必要があると思いますけれども、当面、やはり健康保持というものを一つ前提においたうえで、やはり、中高年層のかたの、そういう健康なかたの足の確保ということも検討していただきたいとかように思います。よろしく願いいたします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 まず、警戒標識の問題であります。屈足の東1線はご承知かと思いますが、南側のほうから順次、今舗装事業を上に向かって取り進めております。したがって、そうした舗装の済んだ所からですね、町のほうでいわゆる手作りの警戒標識を順次立てていっております。

これは公安委員会の規制のことももちろんあるわけではありますが、しかし、公安委員会の諸般の事情もあって、なかなか進行しないと、こういう現実があるわけがあります。その間、町のほうとしてはですね、順次そういう警戒を呼びかけるいったん停止、その他のですね標識を整備をしていきたいと、こういうことでご理解をいただきたいと考えております。

まだ、上のほうまで舗装が終わっておりませんので、したがって、その部分について

は十分できていなかかもしれませんが、しかし最終的に出来上がりしだい、ここまでの整備がされるということでもありますから、これは標識多すぎるぐらいのでありまして、ぜひひとつ、その辺でご理解を賜りたいと思います。

(「ということは、それには号線のは入っているんですか。一時停止のは」の声あり)

ですから、今言ったように下から攻めていってるわけですから、できた順番から付けていってますよということです。それは舗装工事、その他のですね障害に、先に立てますとなりますから、よって、できた後から順次整備をしていくと、こういうかたちでやっているということでもあります。

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時59分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時59分)

◎斉藤敏雄町長 これはお互いにですね、交差点はこれはいつでも止まれるスピードで走らなければならないわけでね、これは道交法上の問題ですよ。それを超えてですね、そういうことは。やらないと言ってるのではなくて、やるって言ってるわけですから頼みますよ。

それから、22号の傾斜の問題であります。確かに現状は現状でありますので、なんとかですね、そうした不便が多少でも解消するように、直営で対応していきたいとこのように考えております。

リフレッシュルームもあるいはプールとも関連するわけではありますが、そういう足の確保というものが、今置かれている現有車両の枠内です、どうということが考えられるか、よく検討していきたいと思います。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。10分間休憩とさせていただきます。

(宣告 11時01分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時11分)

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

[菊地康雄議員 登壇]

◎菊地康雄議員

1. 新政権がもくろむ地方の歳出削減に対応するまちづくりについて

このたびは千葉議員の冒頭の発言にもありましたように、斉藤町長の2期目の満了目前の時期でもございます。

新聞報道でも大きなミスもなく、慎重に取り計らってきた町政であるというふうによく評価されておりまして、そのような町長に対し今回質問することは、たいへん申し訳ないことかなとも思いましたけれども、3選に向けての大きな意思表示もありましたし、今後の政策課題の一つと思ってご回答いただきたいと思います。

まず3点についてご質問したいと思いますが、今朝来ました広報しんとくを見まして、特集に今回の聖域なき財政改革及びサホロリゾートの経営移譲について詳しく

載っておりました。今回の質問がまるで2番せんじのような感じになってしまったかなと思っておりましたけれども、通告しておりますので、質問させていただきたいと思えます。

まず1点目、新政権がもくろむ地方の歳出削減に対応するまちづくりについてということであります。小泉新総理の下で政府の経済財政諮問会議がまとめた、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針の素案の中には、公共事業削減に向けての道路整備や、今行っております長期計画の廃止を含めた見直し、郵政事業の民営化などの検討が明記され、今後2、3年は聖域なき構造改革に取り組むために、国民にとっては我慢をする期間というふうに表現されておりました。

この削減の可能性については、社会保障費・公共事業費・地方交付税など、今までの甘えの構造的な財政運営の修正を、あたかも一方的に地方に押しつけるものとも考えられます。その結果として、倒産・失業者の増加・金融機関破たんなど地域経済が混乱することも予想され、新得町にとっても、財源不足が町政運営の上で深刻な問題となることが避けられないと予測されます。

日本の将来を考えるうえでは、総論としてこの甘えを断ち切る構造改革への取り組みを否定することはできませんが、道路特定財源の見直しや、公共工事削減が地方自治体に与える影響を考えると、大きな不安を感じるころでもあります。これはいわば、北海道のような地方切り捨てにつながり、とうてい我慢できるものではないし、そのまま黙って受け入れるわけにはいかないと思えます。

この、新政権がもくろむ地方自治体への歳出削減策が、もしそのまま現実のものとなった場合、仮に今、81億円の45パーセントを占めるであろう地方交付税が、3分の1減らされた場合を想定したとき、わが町新得町にとって、どの程度の対応ができるものなのか、一種の予測でありますので、はっきりしたことはまだ分かりませんが、これについて町長のシミュレーションお伺いしたいと思います。

2. バイオマスエネルギー活用について

次2番目になりますけれども、バイオマスエネルギーの活用についてということです。過去にも何度か質問しているわけですが、環境に優しいエネルギーということで太陽熱・風力・天然ガス・雪エネルギー・バイオマスなど、地域の特色を生かした新エネルギーの話題が、この春から大きく取り上げられるようになりました。

太陽熱や風力については、新得町では他の地域に先駆け率先した取り組みを過去にもしておりますし、その姿勢に対しては大きく評価できるものであると考えております。

特に今年に入りまして、北海道では全国に先駆け省エネルギー・新エネルギー促進条例が施行されております。特に牛だけを見ましても、この新得町では2万頭を超える牛を飼育しております。

これに伴って出る家畜のふん尿ですけれども、1日当たり1,000トン以上1,200トン、乳牛が多いので1,200トン以上になるかもしれませんが、これらの家畜のふん尿処理が既に大きな環境問題となっており、今後その対策が農家の経営を圧迫すると予想されております。

ところで、既に道内では250頭から300頭規模での、小規模のバイオマスエネルギー活用施設が稼働している所もあるという報道もありまして、その対象として可能性があると思われる牧場が、町内にはいくつも見受けられます。

家畜のふん尿の廃棄物対策として、また、貴重な新エネルギー源として、そのうえ、十勝川の最上流部のきれいな水環境の維持という責任を果たす意味でも、一石三鳥で活用できるように、身近にあります畜産試験場などと共同研究し実現する態勢を、早急に立ち上げていただきたいと思います。現状の取り組みの状況を、お伺いしたいと思います。

3. サホロリゾートに対する財政支援の在り方について

それから、3点目になりますけれども、サホロリゾートに対する財政支援の在り方についてであります。

昨年の7月の西洋環境開発の特別清算の申請以降、受け皿探しに揺れた1年でありました。その中で加森観光によるサホロリゾートの継続が明らかになり、自立する自治体を目指す新得町にとっても、ほんとうに一安心をするところであると思います。

経営主体になる加森観光に対する経済的な支援、今5億円ということで金額が出ておりますけれども、町財政に対する影響を最小限にする中で、どのようなかたちで行うのが望ましいのか、これについては町民の中からも、サホロリゾートだけ特別視をすることのないようにという厳しい意見もあります。

これについて、多くの町民の納得を得ながら、どのようなかたちで行うのが望ましいのか、お伺いしたいと思います。以上3点について、よろしく願いいたします。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。まず第1点目の問題であります。

小泉内閣が進めようとしている聖域なき財政改革は、地方の自治体にとりまして、かつてない極めて厳しい内容の財政構造改革ということになっておりまして、たいへん憂慮をいたしているところであります。

まず、地方交付税の削減でありますけれども、これまでに報じられております内容といたしましては、人口の少ない自治体への配分をかさ上げしている、いわゆる段階補正と、地方債の元利償還金に対する交付税の算入の見直しが挙げられているところであります。

また、道路の整備に充てられておりました、揮発油税や自動車重量税などの、いわゆる道路特定財源につきましては、これを一般財源化して、都市部の基盤整備に充てようとするものであります。国庫補助金や公共事業予算の削減を行うといった、たいへん厳しい内容であります。

現段階では改革のイメージが先行いたしておりまして、詳細がまだ不透明であります。仮に報じられておりますような、地方交付税の段階補正が廃止になったといたしますと、全部なくなったと仮定いたしますと、これを本町に当てはめた場合、総額で約6億円の減額になるものと試算をいたしております。

また、各種の起債、借りる場合の地方債のですね元利償還金の交付税算入が、従前借りたものを含めて廃止となった場合は、これは約8億円となります。したがって、最悪の状態を迎えたと仮定いたしますと、14億円余りが減額になるものと予想をいたしております。ただ、そのスピードなり程度なりが、どういうふうに今後推移していくかということは、現段階では全く不透明であります。

本町の平成12年度の普通交付税の総額は、約38億円でございますので、実に総額は3分の1以上がカットとなると、そういう試算となりました。もし、これがほんとうに実施されますと、ほとんどの自治体において、今後の財政運営が不可能な状態に陥ると考えております。

また、急激な見直しがなかったといたしましても、現在の国家財政の状況からして、今後、交付税が相当程度減額になっていくことは、必至の情勢と考えております。

本町におきましては、これまでこうした厳しい時代の到来というものを予測をしながら、職員数の削減あるいは事業アセスメントによる見直しに取り組みまして、経費の削減に努力をしまいたところでありました。

その結果、経常収支比率におきましては、これはいわゆる行政コストと置き換えてもよろしいかとも思いますけれども、管内あるいは、全道の市町村と比べてみましても、現段階では上位に位置付けられております。

しかし、今回の国の改革方針を考えますと、今まで進めてまいりました改革を上回る、大幅な事務事業の見直しや政策の選択、あるいはまた役場組織の見直しなど、歳出の削減を図っていかなければならないことに加えまして、受益者負担につきましても、見直しに着手せざるを得ないのではないかと考えております。

一方、今回の構造改革の中では、市町村合併についても触れておりますが、このような地方への大幅な財源カットが実施されますと、市町村合併を行ったとしても、私は問題の解決にはならないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、構造改革の中身がまだ現段階では不透明であります。内容が分かりしだい、また改めて町民の皆様がたへの情報提供をしていきたいと考えておりますと同時に、今後の情勢変化に対応した、厳しい予算編成に取り組んでいかなければならないものと考えておるところであります。

今回の地方交付税や公共事業費の削減は、地域住民や地方経済に与える影響が多であります。今後の国の動きに注視するとともに、既に全国町村会レベルでの要望、あるいは道町村会としての中央要請を実施しておりますし、引き続き町村会等を通じて、地方が切り捨てられることのないよう、強く要望してまいりたいと考えております。

次にバイオガスエネルギーの活用の問題であります。菊地議員におかれましては、早くからこの新エネルギーに着目をされまして、平成9年の定例第4回の町議会におきましても、先駆的な活用のご質問をいただいたところでありました。

その際、私といたしましても、畜産環境の改善策の一つとして、技術革新等により条件整備が整えば、広域の見地で取り組みを検討したいという趣旨のご答弁を申し上げたところでありました。

その後4年が経過した現在、バイオガスプラントは断熱技術の進歩、発酵方法の転換により、設置コストは別にいたしまして、安定した運転が可能になってきております。道内では現在9か所でプラントが稼動いたしており、国の試験研究や、民間企業との共同による操業になっているようであります。

専門的になりますけれども、家畜ふん尿処理施設の建設に当たりましては、投資限界額がございます。大型経営300頭飼養規模を例えますと、単なる処理施設タイプは約2,200万円であります。また、電力販売の設備を加えた場合のバイオガスプラントタイプにつきましても、約7,000万円と言われております。

事例といたしまして、網走管内に個人で稼動しているところがございます。飼養頭数

約230頭、貯留槽を補助事業で設置をいたしまして、補助対象外の発電装置を民間企業の協力によりプラント化したものであります。補助対象外の発電装置は約1億数千万円と言われております。

前段でお話をいたしました、飼養規模300頭の例で約7,000万円と考えますと、バイオガスプラントの一般的普及は、もっと先のことにならざるを得ないのではないかと考えております。

特にご質問にあります、道立畜産試験場と大型酪農家との共同研究であります。先般、町の畜産振興審議会におきまして、畜産試験場幹部の皆様から試験研究内容の説明を受けた際、バイオガスプラント共同研究の可能性についてお尋ねをいたしましたところ、数億円の施設投資が必要となるようであります。

今日の道の財政状況を考え、当面、現在場内で進められております、いわゆる低コストの家畜ふん尿処理施設、この研究と普及に専念したいとのことであります。

バイオガスエネルギーの活用理念につきましては、私も大いに賛同するところであります。しかしながら、その多額の投資額、あるいは維持管理費の解消等、課題も多いようでありますので、国による試験研究による更なる技術進歩、あるいはエネルギー政策の確立が望まれますので、まだしばらく様子を見ていきたいと考えております。

3点目のサホロリゾートに対する支援の在り方であります。

ご存じのとおり昨年7月18日、サホロリゾートの親会社、株式会社西洋環境開発が関連会社30社を含め債務超過に陥り、株主総会で会社解散を決議し、特別清算に入ったところであります。

その清算に伴う関連会社の処理方針では、従来の方針どおり、サホロリゾートは営業譲渡や売却によりまして、営業を継続させていくことを決定いたしました。その後、西洋環境開発が中心となり事業の引受先を模索し、今日まで数社と折衝を重ねてまいったところであります。

その結果、このたびサホロリゾートの運営委託先であります、道内の観光産業の大手であります、加森観光株式会社の関連会社サホロマネージメント株式会社との間に事業継続の協議が整いまして、この6月1日をもって、ゴルフ事業とホテル事業の営業譲渡が行われました。サホロリゾートの灯が継続されることにめどがつき、安どいたしているところであります。

この後、全面移譲には法的手続きを得た上で進められますので、今しばらく時間を要するものと考えております。

町にとりましては、サホロリゾートは観光の拠点でありますし、その存亡は町内の経済や雇用の面、また、町のイメージに大きな影響を及ぼすことから、サホロリゾートの運営継続は大多数の町民の願いであったと思っております。この間、事業継承を折衝していく中で、町に直接支援を要請した会社もありましたし、また、折衝の中心であります西洋環境に、数社から申し出があったことも聞いております。

そのような観点から、町といたしましては事業継承者に経営基盤を固めていただき、このサホロリゾートを未来永ごう経営が継続されていくことを基本におきまして、一定の財政支援をしてまいりたいと考えております。

支援内容につきましては、現在のところ具体的には詰めておりませんが、支援のよりどころといたしまして、既定の条例や規則によらず、仮称でありますけれども、地場産業再生支援条例といった条例を制定して、そのうえで支援を決めていきたいと考えてい

るところであります。

その支援条例の骨子となります、基本的な考え方を申し上げますと、町内の経済や雇用等に大きな影響を与える地場産業で、経営破たん陥った事業者に対して、事業の再生・継続を促すとともに育成を行い、町内経済の安定や雇用の場を確保することをもって、地域住民の福祉向上に寄与することを目的としていきたいと考えております。

支援の対象者につきましては、一つ目といたしましては、趣旨で申し上げましたように、企業の再生時に支援をするものでありまして、裁判所から企業の再建計画の認可を受けたもの、又は競売物件を取得し事業を介したものとしたいと考えております。

2つ目には、町内に事業継続に必要な家屋並びに償却資産、土地の固定資産税課税標準額が一定額以上を所有するものを対象にいたしたいと考えております。

支援策につきましては、既に町で制定されております製造業を対象にいたしました、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の減免条例での免除期間3年と、この条例に連動いたします、工場誘致条例で2か年間固定資産税相当額が奨励金として交付され、計5か年の実質税が免除されております。

また、このほか旅館業をも対象にいたしました、過疎地域における固定資産税の課税の特例条例がございまして、3か年の免除が規定されておりますので、これらの条例に準拠いたします、算出していきたいと考えております。

その算出方法といたしましては、固定資産税に雇用人員等の要素を加味いたしました、5か年分を支援の対象額といたしまして、町の財政運営上大きな支障がある場合は、その5か年分を10年以内に分割し、単年度の支援額が5,000万円を限度といたしたいと思っております。

これらの、条件を満たして町内の事業を継続し、又は営もうとするものを対象にするものでありまして、1企業だけの支援策ではない、そういうかたちの支援策を考えているところでもあります。

今後、具体的な内容につきまして、改めて議会に諮ってご審議をいただきたいと、このように考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 まず1点目の構造改革に対するまちづくりということですが、これも厳しい国の財政状況の中で、避けられないということの予測がされておりますので、これについてはそれに従って厳しく考えながら執り行っていかなければならないのは、もう周知の事実になっているようであります。

町長も答弁の中で申されておりましたように、まだ、はっきりしないところもありまして、逐一分かりしだい、町民に対して情報を提供していくということでしたので、これを基本にして、例えば病気でもガンの告知など、告知すべきかどうなのか、いろいろと意見の分かれるところですが、この財政改革に関する点におきましては、小さいことも含めて、逐一その状況を町民に告知することにより、痛みを和らげるといいですか、常にその努力の必要性はあるような気がいたします。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、一方的に削減というばかりではなくですね、国の財源を地方に移譲する中での改革ということも、少しずつ言われてきていますので、かたちは税金のかたちで、町民税として移譲されるということも、だんだん多くなってくると思うんですけれども、

例えば東京都のように課税自主権を使って、新たな財源を自己調達しなさいという表現の仕方も目に付きますが、この辺のことが可能なのか、今まで以上に町民に対して税金を出せということが可能なことなのかどうなのか、現実的にどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、地域間競争導入ということも今回大きく言われておりまして、それによる活性化、要するにより地方自治体も会社に近くなりなさいという意味なのかなと思って考えておりますけれども、この自立する自治体の再編という言葉でも表されていますように、これから問われるのは町の課題を自ら発見し、それを政策に挙げていくという政策能力の差が、ますます地域間格差になって表れてくるのかなという気がいたします。

ほんとうに必要なものはなにかということ、議会も含めてですけれども、一つずつ考えあげていき、それを事業化をしていくという必要性があると思います。

この聖域なき構造改革と言われる前から、厳しい国の財政ということは言われておりましたし、それに伴ってのさまざまな提言が過去にもなされておりますけれども、今回いろいろと調べている中で、地方自治体にとっての事業化する大きな柱が4つあるよという提言がありました。

地域に福祉社会を作る高齢化対応のシステムづくり、これも当然視野に入っておりますね。食料などの資源を活用した地域産業づくり。公共的価値を持った都市景観の整備。芸術芸能が根付く楽しいまちづくりというようなことが挙げられております。

この地域の福祉社会を作るシステムづくりということで、今新得でもグループホームだとかケア付き住宅のように、民活による動きが出てきておりますので、これはいい傾向なのかなと思っております。

それから、一番町長の3選目に対して提言していきなさいと思うのは、この2番目に言いました、食料などの資源を活用した地域産業づくりということでもあります。これも過去から何回も言っていることですが、本町と屈足とを比べたときに、屈足は成り物が大したいいよということで、ぜひその方向づくりができないだろうかということ、過去にも何回も言っておりました。

斉藤新一郎先生もなぜ屈足に果樹園がないのということも言われておりましたし、昨日も雲海酒造の岩永常務が見えられたときに、新得でブドウを作ったら日本一になるかもしれないよっていう話でした。これは採り入れないわけにはいかないし、そういう、状況もそろっておりますので、ぜひ今後に向けて、食料などの資源を活用した地域産業づくりということで、町民を挙げて取り組む必要性があるのではないかなという気はしております。

3番目の公共的価値を持った都市景観の整備ということは、これは町長が常々全町公園化構想の中でも言われておりますように、これをもっと推進して、ヨーロッパ並みとはいかないかもしれませんが、新得の駅を降りたら、ぜひ住んでみたい町だと思われるように、よい整備を進めていくことに、もっと事業化というんでしょうか、公共投資というんでしょうか、これを今後していく必要性があるのかなっていう気がいたします。

4番目の芸術・芸能が根付く楽しいまちづくりということは、これは町民の余裕でもあり、それから歴史を伝えるということでもありますので、これは教育の分野でも十分に採り入れていく必要もあるし、厳しい中でもいかに余裕を持ってまちづくりを進めていくかということの、示唆になるのかなと思って考えております。ぜひ、この方向で新

しい町政を考えていただければと思っています。

それから、このバイオマスエネルギーについてですけれども、過日も新聞紙上で畜大の高温発酵ですね、ということも言われておりましたので、高温発酵がいいのか、それから今町長が言われる、安い資金でできる低温発酵っていうんでしょうか、それがいいのか意見が分かれるところだと思いますけれども、畜試ばかりではなく、畜大などとの提携も念頭に置きながら、その辺のプロジェクトチームなどを立ち上げて継続していただければ、より早い時期に導入できるのではないかなという気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、サホロリゾートの支援の在り方に関してですけれども、さきほども言いましたように、これはもう大多数の町民、ほとんど全部と言っていいと思いますけれども、サホロリゾートの継続については、皆さんも手を挙げて賛成であります。

ただ、総論はそうありますけれども、各論になると果たしてどうかということで、町長の所にも何回も町民のかたが来ている姿を目にしているときにですね、サホロリゾートだけを特別視することに対する、町民の厳しい目というものを感じていたんですけども、これは決して今回の支援については、リゾートを特別視をするものではないと、一定条件を満たしたときに、すべてに当てはまるんだというお話がありましたので、一安心したところですが、ちなみにこの地場産業再生支援条例ですか、いつごろをめどに制定されるものなのかお聞きしたいと思いますし、より加森観光がサホロリゾートの継続に当たってですね、新しい申し出などあるようにも聞いております。

乗り越えなければならぬ大きな課題もたくさんあるわけですが、特に今、新得ではアウトドアスポーツがずいぶん盛んになってきています。

ただ、それぞれが、ある程度の連携があるにしても、それぞれがまだ、それぞれ別のかたちで経営を進めているような状況ですね。空がありますし、山がありますし、川そして馬がいますね。そういうもの、それぞれみんなが新しいアウトドアスポーツに対する取り組みということで行われているし、それを利用しての新しい観光というんでしょうか、新得の目玉づくりというものを、観光に付随して採り入れていかなければならないときに、たくさんあるそういう資源をですね、有効に活用するために、だれがどういうふうにコーディネートするのか。

今回も北海道ネーチャーセンター構想などを打ち上げている団体もありますけれども、言葉で言うのは簡単ですが、それを細かい部分から詰めて実現させていくというのは、これは並大抵の努力ではできませんので、その辺のコーディネートをですね、今後どのように進めていったらいいのかも含めてお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 まず第1点目の新内閣の財政構造改革という問題でありまして、私どもも具体的にそれを、例えば来年の予算編成なり、再来年の予算編成に当てはめていった場合に、どういう影響が出るかっていうことは、まだ、現段階では未知数だと見ております。

それと同時に今言われますように、その財源を都市部にシフトしていくと、こうなりますと地方はですね、経済の活力を失って崩壊をしていくということが考えられると思っております。それだけに実は大きな危機感を持っております。少なくとも地方分権の時代に移行してきたわけでありまして、国と地方は対等の関係になればならないと

思っております。

しかし、現在見ておられますと、一方的に国がですね指導いたしまして、地方の実情というもの、あるいは声というものを聞いていないのではないかと思っております。正に地方分権の名のもとに、責任だけは地方に押しつけるけれども、財政を含めた権限は、正に中央集権ではないかと、こういう感触すら持っているところであります。

それだけに、私どももちろん、議会側も全国の議長会その他の組織もございまして、十分な連携をとってですね、今言われているような状況が余りにも急激で、そして余りにも速いスピードでですねやられてしまいますと、これはたいへんな状態を生むわけでありまして、そういうふうな点も含めて、今後いろいろな運動を展開しながらですね、やはり国と地方が対決をするとか対立をするとかということではなくて、その都市部には都市部の必要な機能がありますし、地方には地方のですね国土保全を含めた、環境を含めた地方でなければできない機能があるわけでありまして、それらがやっぱり共存できるような国づくりと、こういうふうな観点でですね、今後とも国に対して、地方の置かれている実情というものを理解をしていただくと、これにつけるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、厳しい状態を迎えていくということだけは間違いがありませんので、そうした意味では、長期的あるいは超長期的に見ますと、多分今の内閣が進めようとしている経済構造改革の成果というものは、間違いなくはつようされていくのではないかと。

しかし、そこに至るまでの過程でですね、余りこれを急ぎますと、やはり影響度が余りにも大きすぎて、そしてその国の財政構造改革の犠牲にですね地方がなってしまうと、これはなんとしても食い止めていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

ご指摘ありましたように、財源の地方移転ということも議論の対象となってきております。地方分権推進委員会の最終答申にですね、それを織り込んだと。われわれにとっては非常にそのことはありがたいことだと思っておりますし、当然、地方分権あるいは地方が自立していく以上は、そういう財源の移譲というものが伴わなければですね、これはできないわけでありまして。

しかし言っていることは、歳入中立と言っておりますから、増税にゆだねないでいわゆる国と地方の財源を再配分するっていうんでしょうか、そういうことに主眼を合わせているようであります。

しかし、これはとてもですね、財務省が猛烈に反対をいたしております。したがってそういう面では、地方分権推進委員会の最終答申案に盛られたとは言いながら、まだまだ、う余曲折があるのではないかとそう思っております。

従前は、国土の均衡ある発展と、こういうことでありましたが、今度は自治体間というか地域間の競争という原理を、国は打ち出しているようであります。

私は地方がですね、どこの町もやはり財政的に非常にたいへんだと考えております。多少の程度の差はあるといたしましても、しかし、そこで競争を強いられるとですね、あるいは強いていきますと、いろいろな弊害もあるのではないかと。

私はむしろですね、近隣の町村が協調し合っていてはどうかと。それはなにかと言いますと、いわゆる行政の広域連携ではないかと。いろいろな町の公共施設をお互いに活用したりですね、もっとやっぱり広域的に行政を進めて、そこでかかる費用というも

のをいかに圧縮してってともに生き延びていくかと、こういうふうを考えていくべきだと思うのであります。

さきほど町内における車の問題だとか、いろいろなことありましたけれども、これからは町の枠を越えてですね、そういうようなところまで発展的に考えていきませんか、なかなか歳入の蛇口が閉まってくるわけでありますから、そうした中であっては、私も職員ももちろんそうでありますし、また、議会の議員の皆様がたにもお願いしていかねければならないと思っておりますし、また、町民の皆さんがたにもそれを求めていきたいと思うわけでありますが、そうした時代にあって、どういうやっぱりこれからの町の将来づくりをしてったらいいかという知恵をですね、ぜひとも貸してもらいたいと、このように今思っております。

また、さきほど民間活力をはじめとする、4つのこれからの在り方という面で、非常に貴重なご提言をいただいたと考えておりますし、その一つひとつが、本町のこれからのまちづくりの中にですね、採り入れていける問題だとも考えております。また、そういう努力もしていかなければならないと思っております。

おかげさまで本町は北海道の重心地と、併せて特急がすべてこの町に停車をすると、そしてまたトムラウシや日高山系という大きな環境も抱えておりますし、そういう町の持つ魅力といいましょうか、特性といいましょうか、それを生かして将来に向かっていやすいの活力のあるまちづくりを進めていかなければならないと。そのためには、やはりみんなで厳しいときには、やっぱり歯を食いしばってですね、我慢をするところはしながら、そして知恵を出しながらですね、将来に向かって町の安定的な発展を目指していくと、そういう最大限の努力をしていかなければならないと思っております。

また、バイオのプラントの問題であります。確かに高温処理するというのは非常に理想的でありますし、その副産物として出てくるエネルギーを金に換えられるというメリットもあるわけですが、いかんせん現段階では、まだ、十分な技術開発も進んでいるとは言えないということですね。それともう一つは、やはり価格が余りにも高額すぎると。国の財政全体から見まして、そういうふうなものに対する国の施策が有効に働いてくるかという今後の問題もございます。

したがって、片やではそうした理想的なふん尿処理対策というものを検討しながら、片やではやはりローコストの、当面する法制上の問題もございますから、そうした面での整備を図っていく必要があるのではないかと思っております。

またリゾートの問題であります。いつ条例化をするかというお話だったかと思いますが、最終的な法的手続きがどの程度の時間がかかって進んでいくかと、今聞いている範囲では、次のスキーシーズンぐらいまでの時間帯になるのではないかと、お聞きをいたしております。

それから固定資産税をベースにして、この支援策を働かすといいたしますと、1月1日が固定資産、その時点での固定資産所有者に課税をいたしますので、その辺の状況を見ながら、適当な時期に条例を議会に提案させていただきたいと思っております。

それから、ご提案のありました、地元でもいろいろなアウトドアをはじめとするいろいろなスポーツ、その他があるわけでありまして、ぜひ、リゾートとですね地域のそうしたアウトドアスポーツ、その他の関係者あるいは団体がですね、うまくやっぱり連携しあって、せっかくこられるリゾートのお客さんが落とすお金のパイをですね、町内全

体にやっぱり広げてもらいたいと私どもも考えておりますし、また、リゾート側もそういう方向を、これから積極的に模索していきたいという意向であります。

したがって、それはどこがコーディネートしてという問題あるわけですが、そういうやっぱり話し合いのテーブルに着くですね場を、やっぱり私ども行政の立場でおぜん立てをしながら、お互いがいい方向を目指して、せっかく町も財政支援をしながらこれを再建していくわけでありますので、やっぱりそうやってよかったなというふうに、全町民の皆さんがたがですね、喜んでいただけるような在り方ということ、これから考えていきたいと思っております。

これもですね、もしかしたら一つの町だけでとどまらないかもしれないと思いますね。さきほどの広域行政の問題、あるいは広域連携の問題ではありませんけれども、旅行者というのは必ずしも新得にというよりも、なにをということのウエートが高いわけでありますので、そうした面では、そういう観光の広域連携といいたいでしょうか、そこまで発展していく問題でもあるかなと、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、リゾートがそういうかたちでとりあえずのめどがついたと、これを機会にほんとうに多額の町の財源も将来に向かって使っていくわけです。このことは私自身も非常に気にいたしているところであります。

それだけにリゾート側も、私どもが進めようとしている姿勢といいたいでしょうか、そういうことに理解を求めながら、ともに発展していきたいと、そういうふうに思っております。

◎湯浅亮議長 再質問は午後からとさせていただきます。

それでは1時まで休憩とさせていただきます。

(宣告 12時00分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

14番、渡邊雅文議員が早退をされておられます。

(宣告 13時00分)

◎湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

[黒澤誠議員 登壇]

◎黒澤誠議員

1. 低所得者向けの介護保険料の軽減策について

一般質問最後になりました。町長の英断を期待しております。

私は低所得者向けの介護保険料の軽減策についてを一般質問いたします。介護保険制度が昨年4月から発足して、1年と2か月が過ぎようとしております。新得町介護サービスも順調に進んでいるということ聞いております。

そこで生活困窮者、いわゆる低所得者に対して、保険料の減免救済ができないかどうかお尋ねいたします。よろしくお願いします。

[黒澤誠議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

最初に介護保険の平成12年度末の状況についてご報告を申し上げます。

要介護認定者は220名でありまして、うち在宅でサービスを受けているかたが108名であります。施設に入所されているかたが54名、一般入院・養護老人ホーム入所者が32名、介護保険適用サービスの未使用者26名となっております。

サービスを受けることによって、介護保険特別会計から支払われる給付費につきましては、約2億1,800万円を見込んでいます。これは、当初予想の72パーセントとなります。

一方、65歳以上のかたからの納付をいただいている介護保険料につきましては、約1,300万円となりまして、徴収率が99.7パーセントの見込みで、ほぼ、当初予算どおりの収入を予定いたしております。

この結果、平成13年度以降の65歳以上のかたの保険料の不足に対するための基金への積み立ては、約1,900万円となっております。

ご質問にありました、65歳以上の低所得者への保険料の軽減対策であります。介護保険法の基本は「みんなで助け合う」という制度でありまして、その理念を踏まえ、限られた範囲内にとどめるべきと考えているところであります。

いわゆる保険料減免に当たっての三原則というものがございまして、それは、全額免除にはしないと。それから2つ目には、収入だけでなく資産も調べると。そして3つ目は、減免相当分を一般会計からは補てんをしないと。この3つの三原則を守るべくですね、国の指導もいただいているところであります。

本町におきましては、これらを踏まえまして、また、保険料も本町の場合は低い方にあることを考慮いたしまして、現在は減免を考えていないのが現状であります。

なお、余談ではありますが、利用者負担の10パーセントについても論議のあるところでありますが、在宅支援を考慮し、ヘルパー利用については所得に関係なく、町独自の制度といたしまして、全員を軽減の対象といたしております。また、デイサービスにおきましても、事業者である新得やすらぎ荘が、自ら軽減をしてきているところであります。

今後も介護保険制度の定着に向け、さまざまな努力をしていきたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

◎黒澤誠議員 検討をなされていくということでございますけれども、道内では34市町村が、なんらかの軽減策を行っているわけですね。

それで、宗谷の中頓別町ですか、ここでは年齢を制限して軽減策を行っている。また、これも士別市でございますけれども、2分の1から4分の3を助成している所もあります。

この制度は社会全体で負担するという趣旨からすると、好ましくないとは思いますが、わづかな年金で生活している人に、温かい手を伸べてあげるのも行政ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

◎斉藤敏雄町長 ただいま黒澤議員ご指摘どおり、道内では37の自治体で減免をいたしております、このうち2つの自治体が十勝管内ということになります。

さきほどご説明いたしましたとおり、国の定める三原則と、これに基づいて減免をしている団体は7団体と聞いておりますので、したがって、残りの30団体はなんらかの

かたちで国の意向というか、方針といいたししょうか、それにそぐわないかたちで、自治体独自でそうした方法を講じているものと考えております。

確かに黒澤議員ご指摘のとおりですね、私自身もそういう低所得者が、特に10月から保険料が倍に上がっていくというふうなことをも考えますと、これはやっぱり負担がたいへんになってくるなということは、いたく気にもいたしております。

しかし、いちおうこの三原則の枠内で、なんらかの措置を考えていくとなりますと、人様の財産を調べるという問題が出てくるわけでありまして、これはまたプライバシーの問題も含めてですね、課題も残るわけでありまして。

その三原則を度外視しましてですね、減免になった分を一般会計から、この際繰り入れようというふうなかたちを採るとするとですね、それは可能になるわけでありまして、今こうした時代を迎えておりまして、そうした、一般会計等からの繰り出しとなりますと、これまた別な課題もあるのかなと思っております。

さきほど、英断をとということにして、それにしては歯切れが悪い答えなんでありまして、その原則の枠内でですね、どういう方法が考えられるか、しばらく時間をいただきながらですね、検討をしてみたいと思っております。

参考までに申し上げますと、うちの設定しております現在の保険料は、十勝管内では2番目に低くて、全道で7番目に低い水準であるということも、ひとつご加味をいただければと思っております。

◎湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結させていただきます。

日程第2 意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

休会の議決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月16日から6月17日までの2日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月17日までの2日間、休会することに決しました。

散会の宣告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時11分)

第 3 日

平成13年第2回新得町議会定例会（第3号）

平成13年6月18日（月曜日）午前10時開会

議 事 日 程

| 日程番号 | 議件番号 | 議 件 名 等 |
|------|--------|--------------|
| | | 諸般の報告（第3号） |
| 1 | 意見案第2号 | 審査結果について |
| 2 | 意見案第3号 | 審査結果について |
| 3 | 意見案第4号 | 審査結果について |
| 4 | 陳情第1号 | 継続審査の申し出について |

議事日程

諸般の報告（第3号）

意見案第2号 審査結果について

意見案第3号 審査結果について

意見案第4号 審査結果について

陳情第1号 継続審査の申し出について

出席議員（18人）

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 川 見 久 雄 議員 | 2 番 藤 井 友 幸 議員 |
| 3 番 吉 川 幸 一 議員 | 4 番 千 葉 正 博 議員 |
| 5 番 宗 像 一 議員 | 6 番 松 本 諫 男 議員 |
| 7 番 菊 地 康 雄 議員 | 8 番 斎 藤 芳 幸 議員 |
| 9 番 廣 山 麗 子 議員 | 10 番 金 澤 学 議員 |
| 11 番 石 本 洋 議員 | 12 番 古 川 盛 議員 |
| 13 番 松 尾 為 男 議員 | 14 番 渡 邊 雅 文 議員 |
| 15 番 黒 澤 誠 議員 | 16 番 高 橋 欽 造 議員 |
| 17 番 武 田 武 孝 議員 | 18 番 湯 浅 亮 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 齊 | 藤 | 敏 | 雄 |
| 教育委員会委員 | 長 | 小 | 笠 | 原 | 一 |
| 監査委員 | | 吉 | 岡 | | 正 |

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 助 | 役 | 鈴 | 木 | 政 | 輝 |
| 収入 | 役 | 清 | 水 | 輝 | 男 |
| 総務課 | 長 | 畑 | 中 | 栄 | 和 |
| 企画調整課 | 長 | 長 | 尾 | | 正 |
| 税務課 | 長 | 秋 | 山 | 秀 | 敏 |
| 住民生活課 | 長 | 高 | 橋 | 昭 | 吾 |
| 保健福祉課 | 長 | 浜 | 田 | 正 | 利 |
| 建設課 | 長 | 村 | 中 | 隆 | 雄 |
| 農林課 | 長 | 齊 | 藤 | 正 | 明 |
| 水道課 | 長 | 常 | 松 | 敏 | 昭 |
| 商工観光課 | 長 | 西 | 浦 | | 茂 |
| 児童保育課 | 長 | 富 | 田 | 秋 | 彦 |
| 老人ホーム所 | 長 | 長 | 尾 | 直 | 昭 |
| 屈足支所 | 長 | 田 | 中 | 透 | 嗣 |
| 庶務係 | 長 | 鈴 | 木 | 貞 | 行 |
| 財政係 | 長 | 佐 | 藤 | 博 | 行 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 長 | 阿 | 部 | 靖 | 博 | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 加 | 藤 | 健 | 治 |
| 社 | 会 | 教 | 育 | 課 | 長 | 高 | 橋 | 未 | 治 |

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 小 | 森 | 俊 | 雄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

職務のため出席した議会事務局職員

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 佐 | 々 | 木 | 裕 | 二 |
| 書 | | | 記 | 桑 | 野 | 恒 | 恒 | 雄 |

開 議 の 宣 告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。
ただちに、会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣 告 1 0 時 0 0 分)

諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 意見案第2号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第1、意見案第2号、新たな農業経営政策の確立等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第2 意見案第3号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第3号、義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第3 意見案第4号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第3、意見案第4号、豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第4 陳情第1号 継続審査の申し出について

◎湯浅亮議長 日程第4、陳情第1号、季節労働者の生活を守るため、道に特別な対策を求める要望意見書の提出を求める陳情書の、閉会中継続審査の申し出についてを議題

といたします。

◎湯浅亮議長 本件については、別紙のとおり総務常任委員長から委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

本件については委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成13年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時05分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 3 年定例第 2 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (1 3 . 6 . 5)

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 開会の宣告 | | 5 |
| 開議の宣告 | | 5 |
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第 2 | 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告(第 1 号) | | 5 |
| 町長行政報告 | | 6 |
| 日程第 3 | 報告第 5 号 専決処分の承認について | 8 |
| 日程第 4 | 報告第 6 号 専決処分の承認について | 9 |
| 日程第 5 | 報告第 7 号 専決処分の承認について | 1 0 |
| 日程第 6 | 報告第 8 号 平成 1 2 年度新得町繰越明許費繰越計算書の 報告について | 1 0 |
| 日程第 7 | 議案第 3 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について... | 1 1 |
| 日程第 8 | 議案第 3 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について... | 1 2 |
| 日程第 9 | 議案第 3 3 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について..... | 1 4 |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について | 1 5 |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 5 号 物品購入契約の締結について | 1 6 |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 6 号 町道の路線廃止及び認定について | 2 0 |

| | | | | |
|---------|-----------|---|-------|-----|
| 日程第 1 3 | 議案第 3 7 号 | 平成 1 3 年度新得町一般会計補正予算 | | 2 1 |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 8 号 | 平成 1 3 年度新得町老人保健特別会計補正予算... | | 2 3 |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 9 号 | 平成 1 3 年度新得町介護保険特別会計補正予算... | | 2 4 |
| 日程第 1 6 | 意見案第 2 号 | 新たな農業経営政策の確立等に関する要望 意見書..... | | 2 5 |
| 日程第 1 7 | 意見案第 3 号 | 義務教育費国庫負担法から学校事務職員・ 栄養職員の給与費を適用除外することに反 対する意見書..... | | 2 5 |
| 日程第 1 8 | 陳情第 1 号 | 季節労働者の生活を守るため、道に特別な対 策を求める要望意見書の提出を求める陳情書... | | 2 5 |
| 休会の議決 | | | | 2 5 |
| 散会の宣告 | | | | 2 6 |

第2日(13.6.15)

| | |
|---|----|
| 開議の宣告 | 29 |
| 諸般の報告(第2号) | 29 |
| 日程第1 一般質問 | 29 |
| 〔一般質問〕 | |
| 千葉正博議員 ・ 農業基盤整備について | 29 |
| 宗像 一議員 ・ 屈足東1線道路の交通安全対策について | 33 |
| ・ 温水プール、リフレッシュルームの活用で屈足及び農村 住民(中高年層)交通網の確保について | 33 |
| 菊地康雄議員 ・ 新政権がもくろむ地方の歳出削減に対応するまちづくり について | 41 |
| ・ バイオマスエネルギー活用について | 42 |
| ・ サホロリゾートに対する財政支援の在り方について | 43 |
| 黒澤 誠議員 ・ 低所得者向けの介護保険料の軽減策について | 51 |
| 日程第2 意見案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書... | 53 |
| 休会の議決 | 53 |
| 散会の宣告 | 53 |

第3日(13.6.18)

| | |
|-------------------------------|----|
| 開議の宣告 | 57 |
| 諸般の報告(第3号) | 57 |
| 日程第1 意見案第2号 審査結果について | 57 |
| 日程第2 意見案第3号 審査結果について | 57 |
| 日程第3 意見案第4号 審査結果について | 58 |
| 日程第4 陳情第1号 継続審査の申し出について | 58 |
| 閉会の宣告 | 59 |